

平成27年（2015年）6月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成27年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年6月17日（水）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育長職務代理者	森本 鑛平	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2番 原 隆伸	3番 奥村 仁
---------	---------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため不在でございます。

訂正します。

篤布君から欠席の連絡を受けております。欠席といたしますか、そうですね。

ということで、報告いたします。

東清剛議長

本日の会議を開く前に、少し時間をいただき、昨日、私の発言の中で、本日の質問者について、大西瑞香君ほか3名と申し上げましたが、平野隆久君ほか3名の誤りで、発言の訂正をさせていただきます。どうも失礼しました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

東清剛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 原 隆伸君

3番 奥村 仁君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することになっております。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、14番 平野隆久君の発言を許します。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

おはようございます。ただいまより通告にしがいまして、一般質問を行います。

今定例会に通告しています一般質問は、空き家対策等の推進に関する特別措置法についてと、観光案内人設置事業についてであります。1問ずつ答弁を求め、関連質問をさせていただきます。

それでは、1問目の空家等対策の推進に関する特別措置法についてであります。この法律は平成27年2月26日、関連の規定については5月26日に施行され、以前から全国的に問題となっている空き家対策に、法律が整備されたということではありますが、当町にとっても空き家問題は例外ではなく、以前から問題視されてきた現状があります。

空き家バンクの制度を推進し、空き家の活用をしようとしているものの、なかなか思ったほどの効果が出ていない現状にあるように伺われます。空家等対策の推進に関する特別措置法は、いかに空き家にならないようにするか。しかし、どうしても空き家になってしまったら、その空き家の活用をどのように対策するか。しかし、空き家の活用がうまくいかず、長年にわたって放置され、いろいろな要素によって特定空家と認めざるをえなくなり、その空き家を解体すべきとなった場合、本来は所有者が解体すべきであ

るが、所有者との話し合いがうまくいかなかったり、所有者の所在がわからなくなった
ら、最終的には行政代執行をするのかどうかが、行政の判断に委ねられ、その費用が回
収されなかった場合は、最終的には町民の税金が使われてしまうこととなります。

だからこそ、そうならないために、今できることに最大限の努力をするべきでありま
す。もっと早く対策を取るべき点は多々ありましたが、この法律が施行された今は、特
に早く対策を取るべきであります。これらの当町の対策の現時点での進捗状況はどうな
っているのか、まずはこの点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。今、
措置法につきましてはですね、昨年11月27日、議員立法で、先ほど議員がおっしゃった
ように、特別措置法が成立して、5月26日に全面施行されているところでございます。
そういった関係もありまして、当町についてはですね、今これからというのが現実でご
ざいます。

そして、今まで議員もおっしゃったですけど、空き家バンク等でですね、行っている
のが現実でございまして、空き家に対しての調査等もですね、行っておりますが、これ
はあくまでも空き家バンク対策ということで、調査を行っておりますので、今後これか
らですね、議員おっしゃるように早く対策を取っていかなければいけないと、そのよう
に考えております。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、関連について質問をさせていただきます。まず、通告してあります設問の
ほうの順番に質問したいと思います。まず、空家等対策の推進に関する特別措置法の概
要についてということで、通告してあるんですけども、空き家の定義、特別空き家の定
義というのが概要で示されていると思うんですが、この点について答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空家等ということと、特定空家等ですね、空家等というのは、建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地のこととでございます。特定空家等とはということなのですが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこととでございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

そうですね。定義については、そういうことなんですけども、今、定義の答弁を求めたのは、やっぱりこういうことをわかって、今後、進めていくということで、答弁を求めました。

次に、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針について、この点なんですけども、この点にもいろいろな指針が示されているんですけども、まず市町村の役割というものを、どう理解されているのか、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

市町村は国の基本指針に則した空家等対策計画を策定して、協議会を設置するという責務がございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

そうですね。つまり、最初、町長が壇上で、早期に進めなければいけないということなんですけども、この法律に関しては先ほど町長も言われたように、去年の暮れに、ある程度、決められて、今回、2月26日に、完全施行が5月26日、それまでにすべきことがあったと思うんです。市町村の役割というのが、ある程度、決められてきますんで、その点に沿って、やるべきことをやっていただきたかったということなんです。

今後、次は関係部局の連携体制とかね、協議会の設置というのが、指針で示されてい

と思うんですけども、やはり、早急にするためには、まず今の時点で、先にしなければならないことは、関係部局の連携をまず図る。それによって協議会を早く立ち上げる、その中で今後どうするか、今できることは何があるかということ、早急にされる。施行が5月26日になんですけども、それ以前に取るべき行動があったと思うんですけども、その点について、関係部局の連携体制とか、協議会の設置とか、今後どういうふうにするのか、今まで何故、立ち上げなかったのか。その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事前にですね、空家等対策の推進ということで、いろいろな講習も私も受けております。そういう中で、やっていたんですが、基本的にはこの問題はですね、もう以前からずっとある問題なんで、空き家バンク等でしていたんですが、これいろいろ空家等に対しては、ほかのいろいろな法律の中で、何か対処できないかということ、いろいろやっていたわけなんですよね。今までの案件でも。既存の建築基準法とか、いろいろな問題とかですね、法律の中でできないかと検討している中で、政府も空き家対策、空家等の対策について、大変重要なということで、この法律ができたと認識しているわけなんです。

ですから、私としては、この問題については、各課いろいろな課題もあります。そういう問題はやってきたんですが、現実的には議員おっしゃるような連携をとった取り組みはしておりませんでした。そういうことで、今の段階での話としてはですね、副町長を中心に、いろいろな関係各課が集まってですね、チームをつくって、これから協議会とか、そういったものに向けて、どうやっていくのかということ、ですね、この議会が終わったらやろうかという話の中で、この議会に臨んでいるところでございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、町長は言われましたけども、関係部局の連携とか、協議会の設置、早急にするということなんですけども、そのためにはまず実態把握をして、それから臨んでいくことも大事だと思う。連携部局で、それから実態把握じゃなくって、今、空き家バンクとかの、空き家バンクを推進したけども、どれぐらいの空き家が入っておるかということも

わかると思うんですけども、やはり、それ以前にどういう空き家があって、所有者がわかっている、わかってない、それぐらいはね、前の時点ですべきだと思うんです。それで、関係部局の連携、協議会の設置に臨んでいくことだと思います。その実態把握については、以前からされていて当然だと思うんですけども、その点についてはされているのでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この実態把握は、先ほども申し上げたように、空き家バンクということですね、臨時の方をお雇いして、してきたのが事実です。ですから、こういう法律ができてですね、我々としてもどういう、まだ予算措置もしてないわけです。とても今の職員では、調べきれないということで、まずはその実態把握の仕方等ですね、こういったみんなで連携して、どういう形でやっていくのか。例えばコンサルなんかですね、詳しいのだと、何度傾いたとか、そういうのまでやるのかという話まで、よその市町でもあるみたいです。

だから、その辺も踏まえてですね、どういう調査をやっていくのかというのは、これからでございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

先ほど、町長は空き家バンクの実態調査、それは以前からしていたことなんで、ただ今回の法律は、空き家かどうか、空き家バンクというのは、基本的には仲介役ですよ、借り手があって、貸してもらおうと、そういうことを申請してもらって、その仲介をするというのが基本的な考え方だと思うんですけども、空き家に貸すとか、貸さないとかって意思じゃなくって、空き家がどれだけあるかというのが、今回の調査で要ることだと思いますんで、今、町長が空き家バンクのことは、この法律とはちょっとズレがあると思うんです。

だから、そうじゃなくって、空き家がどれだけあって、町にどれだけ空き家が所在者が、わかるのか、わからないのか。それで、先ほど傾いているかどうかというのは、そのあとの話で、それは特定空家とかという場合には、いろんな要素が、あとで質問する

んですけども、特定空家に認定するためには、いろいろな4つぐらい要素がありますよね。それ以前に、まず特定空家にならない努力をするために、しなくちゃいけないことを、先ほど冒頭で僕も言いましたけども、まず空き家にならないように、どうするか。

だから、空き家になった今現状をどう把握しているのか。また、空き家になりそうなところは、どれだけあるのか。じゃあ空き家にならないように、じゃあ空き家バンクとか、いろんなことを施策をする。今、それはされていたんですよね。それで、それでも空き家になってしまったら、今度は空き家をどう活用できるようにするか。それで、そういついってもできなかった空き家を、長年、放置されたら特定空家にするかどうか、次の段階であって、今、そのことを考えるよりも、今、しなくちゃいけないことを、しなくちゃいけないというのが、僕の今回の質問なんです。その点は理解して欲しいんです。そういう意味で、今、早くしなければならぬことを、いかにするか。

だから、今、協議会を設置する以前に、実態把握をまずする。予算ができないということ、予算のあれができないということでしたんですけども、ある程度、その予算は予算で要るんでしたら、早く予算措置をする。それで、予算がなくてもできることは、していただく。そこら辺のところを早く進めてほしいということなんです。

それで、今後、協議会を設置してから、空き家対策計画ですか、そういうものをつくっていく。そういうスケジュールをきちっとして、そのスケジュールの中で、いかにすべきことをしていくということ、早急にして欲しいんで、今回の質問をさせていたでいます。その点をちょっとご理解して、答弁を再度求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、5月26日に全面施行されて、それをやっていくためのチームを立ち上げるとのことなんで、予算的にもですね、本来11月まで議員立法で成立しているわけで、3月当初に出せるんじゃないかと議員はお思いかわかりませんが、なかなかですね、そういうわけにもいきませんでした。

だから、早速ですね、いろいろ調べる。この中では特定空家にいたらなくても、税務関係のものもデータも使えるというような法律になっていますんで、そういうものを活用しながらですね、あきらかに予算措置をしないとですね、調べられないことなんで、できるだけ早く予算措置をしてですね、取り組んでいきたいと、そのように思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今までね、僕の気持ちとして、して欲しかったことができなかった。だから、どうのこうの言っても、いまさら始まりません。ただ、やはりこういうことを、今、町長が言われたように、早急に、今からできることを早急にしていただきたいという思いなんです。町長その点については、よろしくお願いします。

今、僕が今回、指針ですね、計画的に実施するための基本的な指針、それで、今後はそれを適切に実施するために、必要な指針等があるんですけども、これは今後こういう国交省から示されている指針等を参考にしながら、それを的確に、早く進めていただきたいという思いでありますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、あとこの法律を施行するにおいて、いろいろな国から、いろんな施策なり、補助申請なりのところが出ていると思うんです。この点については、理解されているでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これからですね、いろいろなところでやっていかなきゃいけないと思いますが、勿論、補助金とかですね、そういうのは出るというのはわかっております。そのために、まずは議員おっしゃるように、その施策をやっていくにしても、データをきっちり取ってですね、やっていかなければいけないと思っております。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、これから行政でできることを調べてやっていく。それでまた、国交省の指針なんかに、規制等の案内が出ているんです。これはインターネットでとったら取れると思うんですけども、これなんかでも、事案に対応するための手段の規制とか、あと空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策とか、この点については39項目いろいろあるんですけども、これは9項目ですね。それでまた、空き家等の利活用、除去等に対する支援施策、これは25項目、出ています。あと施策を講じる上で、考え方を参照すべき他分野

の諸制度等ということで5項目、これ出ています。これらのことを活用できる部分は、どんどん活用していただいて、また、これもそういう方々に広報して、きちっとこういう制度があるんですよ、だから、こうしたら、こういう制度か使えますよという案内をした上で、空き家にならないように対処していただきたい。

それで、ほかの地域でも、例えば空き家を所有者の方が壊したい。ただ、壊すと壊す費用も要る。壊すと更地になると税金が上がる。いろんな分野でなかなかそれが処分できない所有者の方もみえると思いますので、その時には、こういうふうなことをすると、こういうふうな補助がありますよ。こういうことがありますよということを、まず広報してあげる。それで、できるだけその方々が、しやすいように、状況にしてあげることも大事だと思うんです。

だから、町長が、行政側でやるべきことを、そしてまた、そういう施策を参考にして、広報していく。これから、本当に素早くしなければならないことが、結構あると思いますんで、その点もしっかり把握して、お願いしたいと思うんですけども、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

あっさりおっしゃるとおりと言われたんですけど、僕はね、今回でも、やはり町民の方のこれ結構ね、いろいろ防災面でも、特定空家になって、特定空家というか、行政がそれを決めるんですけども、今でも本当に防災上の問題とか、本当に困っている地域の方がたくさんみえるんです。ただ地域としては、それはどうしようもない状況なんで、今回この法律ができたので、やはり行政として、できることを、素早くしていただく。今、町長はあっさりそうですねという話じゃなくてね、やっぱり町民の方々は困っておるといふ気持ちをもってね、答弁していただきたいと思います。その点について、よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空家等のですね、法律ができる、できないという問題ではなしに、今までもですね、随分、相談を受けています。弁護士と相談したこともあります。そういったことでやっていますんで、そういった思いは持って取り組んでいるところなんです。ただ、こういった法律ができてですね、明確になったことを、住民に周知して、それを取り壊すのに、こういった支援策が、補助があるかということもですね、周知していかなければいけないと思いますんで、それは議員おっしゃるとおりで、今までも、今、地域のことを考えてとおっしゃったんですけど、地域のほうからですね、個人の住宅なんで公にはしてないんですが、いろいろなところで議論したり、その持ち主の方にですね、お願いに行ったり、そういったこともしておりますんで、今、我々はこの法律ができてから取り組むんだということではなしに、今までも弁護士とも相談の上で進めたこともあるというのは、ご認識いただきたいと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

つまりそういうことなんですよ。町長が、今、一生懸命やっていたということがあっても、伝わってないんですよ。だから、こういう場所で、こういう話をした時には、きちっと答弁をしてもらって、こうやってやっているんですよという気持ちを伝えんとね、町民の人は誰もわからんですよ。

だから、僕は今回、前やってなかったことを突っ込んでも仕方ないけども、だから、こういうことなんだから、一生懸命やってくださいよと、わかりました。だから、こうこう、こうですから、今までもやっていたけども、こうですよということを、まず最初に答弁すべきだと思います。そうじゃないですかね。そういう気持ちで、僕は言っておるんです。僕らの気持ちを、代弁者としての気持ちをわかっていただきたいんです。それを町民の方々に今回、テレビで放映されておる部分を、町長は気持ちを伝えることも大事だと思いますんで、その点、今後とも答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、この点については、広報することによって、やっぱり空き家をできるだけなくす、それでその方が空き家にするんじゃなくて、住んでいただくということをしていただくことによって、定住人口の減退の防止にもなるし、それで、特定空家に例えば

なった場合、いろんな努力をすると、基本的には修繕とかの可能性もあるし、それで、防災面も防止、防災の抑止にもなると思うんです。いろんなことが関連してきますもんで、よろしく早急をお願いしたいと思います。最後にこの点についての答弁を求めます。くどいようですけど。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にね、今までもずっとこれで悩んできました。本当のことを言って。各地区によって、所在不明のために崩せない、代執行、いろいろな他の法律でも、交通安全についてとか、そういった角度からもあるんですよね。今までの法律の中でも。そういうこともやってきましたが、確かに空き家の増加を防ぐということは、大変難しい問題だと思います。その中でも特定空家がですね、特に地域住民の皆さんからも、ご指摘いただいているところがございます。そういったことから、まずは議員が一番最初におっしゃったように、空き家のデータをしっかりと捉えながら、それから、特定空家等地域の皆さんの声も総合しながらですね、協議会をつくって、その除去なり、いろいろなことができるシステムも、一定の計画をつくらないと、補助金が出ないとか、いろいろな問題がございますんで、そういうのをチームとして積極的に取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

よくわかりました。よろしく願いいたします。

それでは、次に2問目の観光案内人設置事業について、当初予算で観光協会への82万3,000円の事業委託料が採択され、6月28日に開業する紀北パーキングに観光案内人を在中させて、紀勢自動車道を通り過ぎていく方々を、いかに町中に誘導するかという事業であります。これは大変重要な意味合いを持っている施策であると考えております。勿論、間近に迫った事業として、行政としても事業委託先の観光協会と、いろいろな話し合いをして、既により良い効果をあげる案内の方法論を検討されていると思います。

しかし、効果を上げるために、どのように案内していくのか。我々には説明がなされていない部分も多々あります。いつから、どのような期間に、どの時間帯に、またどの

ような場所で、どのように案内をしていくのか、答弁を求めます。

また、指定管理を依頼している始神テラスの中を案内場所とするならば、みえ熊野古道 J A P A N とも、勿論どのような案内をしていくのかということ、既に話し合いがなされていると思いますが、いつ、どのような話し合いがなされ、お互いどのように協力しあいながら進めることとなっているのか。これらの点について、重要な施策と考えるからこそ、あえて詳しく答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観光案内人設置事業でございます。設置期間につきましては、土日とか祝日、夏休み、年末年始、そういった利用者が多く見込める時期を予定しているところでございます。

案内の内容につきましては、基本的に利用者の知りたい情報となりますが、それに加えて、始神テラスの情報、紀北町内のイベント、宿泊施設、飲食施設や観光施設、海、山、川などの自然、熊野古道、紀北町以南のイベント等の各種情報を発信していきたいと、そのように思っています。これによりまして、町内におりていただいて、周遊していただき、飲食やおみやげの購入、宿泊につながればと思っているところでございます。

次に、効果を上げるための方法であります。場所につきましては、1階の交流広場を予定しているところでございます。タブレット端末を活用し、インターネット情報も確認しながら、利用者の質問に答えていきたいと思っております。できる限りきめ細やかな情報を発信することによりまして、多くの方々に立ち寄っていただくとともに、町内にも誘導できるようにし、おもてなしの心を示していきたい、そのように思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

答弁漏れか、聞き漏れなんか、ちょっとよくわかんないんですけども、いつから、どのような期間に、土日ということでしたが、ずっと土日ですいつまでするのか。また、どのような場所というのは、これは交流広場ということでしたね。どのような案内をしていくのか、これは観光イベントということなんですけど、いつからどのような期間、土日だけなのか、いつから土日をやって、いつまでするのか。それでまたその日は、どのような時間帯、何時から何時までなのか。これについての答弁を再度求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと詳しい内容については、商工観光のほうから説明をさせていただきます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

期間につきましてははですね、6月28日オープンということですので、その日から設置をしたいと考えております。期間につきましては、その期間から3月までですね、4月からということになると、全154日間ということですが、6月28日からということで、126日間を予定しております。

それから、時間帯につきましてははですね、現実には6時間ということなんですけども、10時から4時ぐらいをとということで考えております。10時から午後4時ですね。ただ、状況を見ながらですね、その時間帯については考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

再度、課長で結構ですけど、6月28日から3月まで、これは126日間、これは土日だけ、土日以外も、それでちょっと計算してください。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

夏休み期間、7月ですね、20日から8月31日まで、この間については全て、連日ということと考えております。それから、正月ですね、については、三が日以外にもですね、4日から7日までを予定しております、これらを含めると、126日ということになると思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

そこら辺の説明がなかったんで、126日よう計算せんだんですけどね。つまり6月28日から始めて、3月まで。それで、夏休み、7月20日から8月31日までは毎日、あと正月、それからあとの間が土日のみということで、理解していいんですね。それで、時間は10時から4時まで、これはある程度、流動するにしても、基本的にはこういう時間帯ということで、これらが今、決められたということなんですけども、観光協会とはどういうふうな話、ここら決めただけのことで、それであと今、町長は観光イベントとか、いろいろなイベントについて案内をするということだったんですけど、観光案内人の名前のおり観光だけの案内になるんでしょうか。そこら辺をどういうふうな観光協会と話がされているのか、観光だけ案内してくださいという話になっているのか、再度、確認いたします。課長でも結構です、細かい話ですので。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

観光に限らずですね、いろいろな情報を知りたいということで、そういった問い合わせもあると思いますので、そういったことをですね、総合的に案内していただくということ。それから、始神テラスのですね、ご案内も勿論していただいてですね、こういったものがありますとか、売っていますとかですね、それも含めてですね、やっていただきたいということでございます。それとですね、先ほど申し上げました中で、土日と祝日も含めてということでございますので、訂正させていただきます。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

あとちょっと答弁漏れなんですけども、今後その始神テラスの案内、交流広場であるということだったんですけど、今、課長がその物産とか、いろんな案内もするということなんで、始神テラスの中の案内もしてもらおうと、そういう意味では、みえ熊野古道JAPANとの話し合い、6月28日から入りますよ、こうしますよという話は、勿論されているんでしょうね。最初の壇上での答弁を求めたんですけど、答弁漏れがありましたんで、その点については町長、お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はそこまで把握していないので、課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

みえ熊野古道 J A P A N の代表理事とはですね、そういったお話はさせていただいておりますけども、ただ詳しくはということではなしに、こういうことで趣旨をですね、こういうことでやりますよということで、お話をさせていただいておりますので、詳しい内容についてはですね、今後、詰めていきたいというふうに思っております。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

6月28日からオープンですので、その点は早急にね、詳しい話を詰めておくべきだと思う。基本的にはお互い協力し合いながら、いかに観光なり、物産なりを、使命感を持って、お互いやっていくかということですので、その点については早急に進めて、詳しい内容とかを詰めておいてください。

あと案内資料なんかは、例えば今、町長がイベントとかいろんなことをしていくということで、案内資料はいろんなパンフレットを集めて案内していくのか、どういうふうな案内まで。今、町長はイベントと、課長は物産もということでしたんですけども、どういうところまで案内資料を用意されていく予定なのか、答弁を求めます。課長のほうがよかったら、課長でいいです。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

基本的にはパンフレットを用意させていただくということなんですけども、ただですね、例えば町外のいろんなお問い合わせ等もございますので、タブレット端末ですね、そういったものを使いながらですね、インターネット等でも情報を引き出しながら、その情報をお見せしながらですね、案内を進めるということで、細かなことまでですね、ご案内させていただきたいというふうには思っております。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これに関してね、僕は通告、町長にしかしてないんですけども、課長のほうがええみたいなもの、よろしいですか、課長と。結局、物産の販売もすると、あとね、宿泊の紹介とかね、やっぱりしたって欲しいんです。だから、結構ね、この案内人はね、観光だけじゃなくて、地域の情報をいかにするかというか、結構、大事なことだと思ってるんで、できるだけ、観光案内人する方は、いろんな知識を入れなくちゃいけないんで、大変なことだと思うんですけども、やはり、せっかくするんでね、いろんな情報を観光客なり、観光客というか、通過する方々に情報を入れていただく、その日は来なくても、こういうことがあるんだなということで、また来町していただく可能性がありますんで、その点も含めて、その方々をその時に入れる、おろすということだけじゃなくてね、やはりいろんな案内をして、今後、来ていただけることもあわせて、案内して欲しいと思うので、その案内資料的なものは、ありとあらゆる可能性の考えられるものを用意して、案内していただきたいということなんで、そういう思いなんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今後そういう、交流広場にありますよと。それで、例えばどういうふうに観光協会と話し合いされておるかわからんですけども、例えば、僕なんか行った時に、誰が、聞く人だけ聞きに行く、じゃあ例えばその聞く人がどこにおるか。例えば、交流広場の中に、この人が観光案内人ですよという告知を、お客さんにどうやって示すか。例えばの話、案内板を置くとか、のぼりを付けるとか、やはり来た方々にこの人に聞いたら、なんかわかるんやなということを知っていただく。そういうこともやっていただきたいと思うんですけども、その点はどうか考えておられるのか。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

おっしゃるとおりです、誰が案内人かわからないという状態ではだめだと思いますので、観光案内所というふうな場所をですね、ある程度わかるようにするというのと、そこに座ってずっとおるんではなしにですね、積極的にお話をしていただきながら、いろいろと案内をしていただく。情報をですね、提供していただくというふうに考えております。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今ね、言ったことが結局、そういうつもりと、勿論、案内板なりのぼりをするんやったら、つくっておる。もうできあがっておるんですよ。6月28日ですもんね。そういうふうに信じていますんで、基本的にやっぱりそうやって、いろんな僕、さっき言ったのは、観光協会ともどうやってしたらいいかどうか。それで、その熊野古道ジャパンとも話をどうやってしたらいいんか、みんなで知恵を出し合いながら、お互い協力してやっていくことが大事ですので、今、多分こうやって言ったけども、やっぱりそういうことを話し合いすると、ああやこうやと、話が出ると思うんですよ。

それで、先ほど課長が言ったんですけども、僕は待っただけじゃなくてね、やっぱり来た人、例えば家族で来たら、どっから来たのとか、声かけをして話しやすい、聞いてもらいやすい状況をつくって聞いてもらうということをやっていたきたいんで、ただ座って、案内板つくって、のぼり立てて、ここに座って、来る人に教えますよということじゃなくてね、やっぱりいろいろ動いてもらって、いろんな人に声かけしてもらって、この町はええ人が多いんやなとか、やっぱりそうやって思っていたいて、やることが大事ですもん、今、課長もそうやって言われたので、是非その点については、どんどん、どんどん話しかけてやっていただきたいと思いますんで。

それで、ここら辺も含めてね、やりだしてから、いろんな状況が出てくると思うんです。その点についても、もう案内人を設置しましたよ、じゃあ何もそのままやってもらったら結構です。そうじゃなくてね、いろんな流れを見て、その状況を観光協会とも話しながら、また、その始神テラスの人らと話しをしながら、いろんな意見を聞きながら、じゃあ今後こういうふうにしていこうとか、そういうことが大事だと思うんで、少なくとも行政と観光協会と、それから、熊野古道 JAPAN と話し合いをしながら、都度、都度、変化に対応していくという姿勢を持ってやっていただきたいと思いますので、その点については答弁を求めます。これは町長のほうがええな。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これまた議員おっしゃるとおりなんですけども、細かく言います。今、おっしゃったよ

うにですね、例えば私が港市にいても、法被1枚着ていると、この人スタッフかなと
いうことで、話しかけてきます。そういう意味からね、観光案内人とわかるような形を
とりたいと思います。例えばスタッフジャンパーも町のやつもありますし、そういった
ものを活用してもらおうとも考えます。

そういったことで、まずは動き出して、いろいろな知恵があると思います。特にJ A P
A Nの皆さんはですね、毎日そこにいらっしゃるわけですから、いろいろニーズもある
うと思います。それと、私が今、考えておるのは、今は取り急ぎは既存のパンフをいろ
いろ揃えてやろうとしています。

そして、多目的室が1、2が2階にございます。ですから、平日をですね、ずっと開
けっ放しだと空調もかかりますんで、土日とかそういったものを観光案内できるような、
私のまだやるかやらないか、わからないですよ。例えば民宿をスポーツパンフにあるよ
うな、飾ってですね、こういうところもあるんやと、例えば食堂があるんやよと。こうい
うおいしいものがあるよと。これもうまいもの店とか、いろいろあります。そういつ
たものを飾ってですね、連携しながらしていく、ただパンフをポツとわたすだけじゃな
しに、そういったことも考えておりますんで、特に土日、祝日、夏休みはですね、多目
的室1、2をどう使うかは別として、活用しながら目で訴えることも必要なと思っ
ていますんで、そういったものはですね、J A P A Nの皆さん、観光協会の皆さんも、そ
れから町も一緒になってね、やっていきたいと思います。

もうそういう話は、担当課としてはしておりますんで、これからもっと3つで、トラ
イアングルをもって、町民の要望も聞きながらですね、やっていきたいなと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

ありがとうございます。やはりそうやって、やっていただくということが、またね、
今後いろんな状況に変化できて、それで、せっかくするんでね、本当に少しでも地域振
興施設でもそうなんですけど、やはり下におりてもらうということが目的ですし、観光
案内人の方も下へおりてもらうと、それで地域振興をしていくということが大事なこと
ですので、みんなで協力しあいながら、できる立場で、できることを、いかに協力しあ
いながらやっていくということが大事で、町長も今、言われたんで、町長もいろいろな
意見があって、いろいろなところへ町長はね、出られてますので、やっぱりいった目で

見ることもできると思いますので、いろんな人の知恵を借りながら、うまくやっていくということ、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、あとこれは返事ができるかどうかわからんですけども、これは単年度事業でしょうね。継続的にやるということなんでしょうか。その点について、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ずっと継続的にやっていきたい。ただ、効果もですね、検証しながら、やらなきゃいけないんで、じゃあどうするのよと、じゃ春休み、冬休みはどうすんのよという話も出てくると思いますし、そういう効果も検証しながら、年度、年度で予算を決めながらいきたいと思います。あとですね、おろすという意味では、今ちょっとお願ひもしているんですが、写真クラブみたいなのがありますよね。ああいうところを飾っていただいて、紀北町の魅力をですね、飾ることによってということで、やっていきたいとか。

ですから、9月に少しですね、ちょっと早い話なんですけども、そういったものを展示したりする、予算をちょっとあげさせていただかなければいけないかなと思います。それはいい意味での改善でございますので、そういったものも含めてね、提案があれば、随時、より町中へおりにていただく、より立ち寄っていただけるような施設をめざしていきたいと、そのように思います。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今ね、継続事業ということで、やりたいということなんですけども、今、町長も言われたように、検証してね、これをやればいいということじゃなくて、今後、今回やったいろんな、こうしたほうがいいのかということも出てくると思いますので、検証を必ずして今後につなげていただく、やっぱり、あそこに案内人がいるんでよかったよと、来た人たちに言っていたいただけるような、例えばアンケートをそこで、毎回、毎回じゃなくても、なんかの拍子にちょっと来訪者の方にアンケートをもらったり、今後につなげるようないろんな方法論があると思いますので、今回できることを考えられることをしていただく、そして、次はまたそれを今後につなげてもらえるように、していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

僕の言わんとすることは、一応そういうことなんですわ。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

東清剛議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

10時30分まで休憩いたします。

(午前 10時 16分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

東清剛議長

次に、1番 大西瑞香君の発言を許可いたします。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

議長の許可を得ましたので、6月定例会一般質問を行います。

通告にしたがい1つずつ、順次、質問してまいります。

1つ目の質問、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの推進についてでございます。

1. 早期診断、早期対応につなげるための支援体制について、認知症初期集中支援チームの設置についてです。

日本は10年後、2025年には認知症の高齢者が700万人、5人に1人まで増加すると推測されることから、厚生労働省は認知症対策を総合的に進めるための新しい戦略案をまと

めました。厚労省が2013年から始めた認知症施策推進5カ年計画にかわる、新オレンジプランですが、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進など、7つの柱を基につくられております。基本的な考え方としては、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた環境で、自分らしく生活ができる社会の実現をめざすことを明記しております。

当町におきましても、待ったなしの対策が求められるものです。医療、介護の問題のみならず高齢者の交通事故、詐欺の対応、相続トラブル等にそれぞれの機関が、また、地域の皆さまがさまざまな役割を果たしていくことも大切になってきます。

1つ目の質問、早期診断、早期対応につなげるための支援体制、認知症初期集中支援チームの設置についてですが、これまで認知症対策は症状が悪化してから、医療機関を受診することが中心だったため、認知症になると自宅で生活することが、非常に難しく、施設への入所や、病院へ入院することも多く、症状が悪化してからの自宅介護も家族にとっては大きな負担です。

早期診断、早期対応に重点を置くことで、たとえ認知症になっても、その前段階である軽度認知障害のうちに対応すれば、入院することもなく生活ができます。しかし、軽度の場合は、加齢に伴う物忘れと似ているため、家族や本人には判断が非常に難しく、放置しておく、5年間で約半数が認知症に移行してしまうという研究報告もあるようです。

このようなことも含め、新オレンジプランについての認識と、当町の現状を踏まえた必要な対策について、また、早期診断、対応につなげる初期集中支援チームは、平成29年度までにすべての市町村に設置する方針ですが、当町の考えを求めます。答弁、よろしく願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

東清剛議長

それでは、大西議員のご質問にお答えします。

早期診断、早期対応につなげるための支援体制について、認知症初期集中支援チームの設置についてということで、議員のほうからその見識を、今、述べていただいたところでございますが、現在の状況といたしますと、尾鷲市、紀北町在宅医療介護連絡協議会等でも協議検討をしまいでございます。

ご存じのように、認知症初期集中支援チームは介護保険法改正の中で新設されました、認知症施策の推進に含まれているところでございます。当町は、平成30年4月からの開始に向け、福祉保健課内や地域包括支援センター、医師会を中心とした、先ほど申し上げたような協議会で、これから協議検討を進めていくということでございます。

それから、認知症の人と、その家族を支えるための認知症サポーターの養成、認知症地域支援推進員の取り組みについてでございますが、地域包括支援センターが中心となっております。違いますか。1つずつ。すいません。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、ちょっと町長も細かく把握は、少しまだされてないようです、認識もされてないようですので、担当課長のほうから少し補足、また説明をいただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長すいません。議員おっしゃるとおりですね、まだ、これ法律が変わってですね、そういう関係がございまして、まだ、私もしっかりとですね、担当課とも協議できていないのも事実でございますので、先ほど議員のほうからご指摘いただきましたように、担当のほうから把握しているところをですね、お話させていただきたいと思います。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。

認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランなんですけれども、このプランと絡みまして、介護保険制度の改正もございます。まず、介護保険制度の改正の中では、新しい地域支援事業ということで、介護予防・日常生活支援総合事業、これは29年4月から、この地域では紀北町は開始いたします。その後、この日常施策が、認知症対策の在宅医療・介護の連携に、認知症施策の推進、こういうのが30年4月から開始予定でございます。まず、この新オレンジプランなんですけれども、議員ご指摘のように、7つの柱で構成されております。その柱の町の取り組みといたしまして、まず、地域包括支援セ

ンターが中心になりまして、日常サポーターの養成講座なんかを開催しております。

まず、7つの柱の1つとして、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進。それから、認知症の人の介護者への支援、それから、認知症の人や、その家族の視点の重視、こういったものを中心にですね、現在、行っております。ただ、認知症初期集中支援チームなんですけども、これは専門医が必要です。専門医とそれから保健師とか、看護師、介護福祉士、こういうのが2人以上、つまりチームは3人以上で編成されるんですけども、これに対しては、これにつきましては、まだ人材の確保等が十分ではございません。ただこれについてのケース会議を、先ほど町長が言われた会議等で、今、検討しております。

で、医師会のほうもですね、ご協力いただけるということで、今、これから準備を進めていくと。そういう段階でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、担当課長からお話いただきましたけども、これからということで進めていくということなんですけれども、この認知症の方に対する対応といいますのは、大変な労力がいると思います。先ほども説明がありました初期集中支援チームに対しましては、資格者、また、この専門職に関しても、高いハードルとなっております、専門職に関しても、保健師、社会福祉士など国家資格を有する者で、認知症ケア、実務経験、3年以上又は在宅実務経験3年以上を有する者ということになっております。

また、医師に関しましても、認知症疾患の専門医療に関わる内容になっております。こういうことから、人材育成、人材確保につきましては、早急な対応が必要になってくるとは思いますが、その点に関しまして、当町ではどのようにお考えでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたさせます。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

まず集中支援チームの人材確保なんですけども、現在、医師会のほうでは、この4月現在で5名のサポート専門医がおられるとお聞きしております。あとのメンバーなんですけども、例えば保健師だとか、社会福祉士、こういうものの人材確保が必要となっているということで、まだ、私、人事担当でないもんですから、先走って言うわけにいかないんですけども、うちの担当内ではですね、早く体制を決めてくださいと。そやなかったら、人材の確保は難しいと、体制も組めないと、その中で担当からは、もう少し検討させてくださいと、もうちょっと時間をくださいと、そういう段階でございます。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これに、集中支援チームに関しましても、煮詰めたこれから議論、対応が必要になってくると思いますので、固まったら、また教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

また、この認知症に関しまして、65歳未満で発症する若年性認知症については、家庭を支える世代の経済的な問題も大きくなります。早期診断の診断方法に、認知症診断テストというものがありますが、この幾つかの設問にチェックをするものや、簡単な計算をするものなど、いろいろあるようです。専門病院でもそれを取り入れているところもあるようですが、これは当町の検診時に、認知症診断テストを取り入れてみてはどうかと思いますが、この点について、答弁をお願いいたします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

そういう診断の方法というのも、これから検討させていただくんですけども、現在、介護保険の中で、主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度別認定者数、ちょっと長い名前なんですけども、介護保険で主治医の意見書の中で、認知度の度数というのが、1から5までの中で判定されてまいります。その資料を基にですね、だいたい認知症を疑われる方というのは、介護を必要とする方で、紀北町では469名となっております。ただ、十分自宅でも生活できる方もたくさんおみえます。

それで、4以上といいまして、常に介護を必要とする方が126名みえます。その中で認

知症グループホームが紀北町で81所あるんですけども、そういうところでかなり認知症の重度の方は対応できておると思います。

今後こういう介護保険の資料なんかも基にですね、それからケアマネージャーの情報、そういうのを包括のほうを中心に把握するなどして、対応してまいりたいと思っております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今の課長のお答えは、要支援、要介護の方の対応に対しての答弁だと思うんですけども、検診に来られる、要支援、要介護を受けていない方の初期での若年性認知症についての対応ということで、こういう診断テストを検診時に取り入れたらどうかという、そういう質問だったんですけども、もう一度、答弁をお願いします。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

議員がおっしゃられるのは徘徊などの行動心理症状というんでしょうか、そういうようなテストなんかも含まれると思うんですけども、この新オレンジプランの中にも、若年性認知症施策の強化ということで、例えば認知症の方に居場所づくり、そういうものも含まれております。ただ、診断に関してではですね、もうちょっと検討する時間をいただきたいと思います。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

検討する時間をいただきたいということです。本当にそれはもつともだと思います。これから進んでいくわけですので、煮つめた対応をよろしくをお願いします。

2つ目の質問に移ります。認知症の人とその家族を支えるための認知症サポーターの養成と地域支援推進員の取り組みについて、現状と今後の課題について、認知症サポーターとは、地域で支える取り組みの1つで、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対し、できる範囲で手助けをする人のことを言います。

先ほど課長からも、このサポーターについて、お話もありましたけれども、認知症サ

ポーターの養成につきましては、当町では認知症サポーター、サポーターを養成する資格のあるキャラバン・メイトというのがありますけれども、今のところ何名みえますか。また、サポーター、キャラバン・メイト、地域支援員の取り組みについて、現状については今、お答えいただきましたので、この認知症サポーターとキャラバン・メイトが今、何名みえるかということ把握されていたら、答弁をお願いします。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えいたします。

認知症サポーター数は、認知症サポーター養成講座を終えられた方が約920名おみえです。昨年の実績を申しますと、認知症サポーター養成講座、これ講師派遣、地域包括支援センターが行っておる事業なんですけれども、講師派遣で6回開催いたしております。それから、職域とか町民対象に5回、合計11回、開催しました。それから、認知症キッズサポーター養成講座、これは小学生を対象に、町内5校で開催させていただいております。

それからですね、キャラバン・メイトなんですけれども、登録は40名以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

認知症サポーターの方は920名みえるということで、こんなにみえるとは、私も思っていないませんでしたので、また、今後、増員することを望みたいと思います。

この認知症サポーターの養成を推進しながら、地域でその知識を生かすための取り組みを考えていくわけですけれども、ここである都市の認知症に対する活動の成功例を紹介したいと思います。

福岡県大牟田市では、認知症の取り組みが始まったのは、平成14年、もう既に13年前です。大牟田市は現在、人口12万人で当町とはかなり人口的には違いますが、高齢化率は本年5月の統計で33.4%、当町は39.7%であります。ここは全国に先駆けて、認知症の取り組みを始めたきっかけというのが、市内全世帯への大規模な実態調査でした。認知症の人を支える意識や仕組みが必要かとの設問に関し、必要と思う方が、思わないという方の5.2倍の結果と、大きく差をつけたそうです。

また、さまざまな取り組みに対しての積極的な自由意見もあったそうですが、地域づくり提言のうちのこの地域での2点をあげますと、認知症を隠さず、恥じず、見守り、支える、地域全体の意識向上を図るためには、子どものときから学んだり触れたりする機会をつくる。先ほどキッズサポーターというお話もありましたけれども、また、認知症ケアと地域づくりの要となる推進員の育成、地域支援推進員である認知症コーディネーター養成の専門職の人材育成でした。

13年経った今、修了生の8割が医療介護現場で貢献しているそうです。地元の現場かどうかは把握していませんが、この修了生が8割が、こういう医療介護現場で働くようになったということが大きな結果だと思います。

新オレンジプランの中に、先ほどもありました小中学校での認知症ジュニア、ここではキッズサポーターと言われているようですが、キッズサポーターの養成講座の開催が盛り込まれております。これについて、今後の計画についてお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど課長のほうからお話をさせていただきました、キッズサポーターということなのですが、25年、26年度、全学校で開催されたと聞いております。そういう中、27年度の予定といたしましては、小学校6校の6年生を対象に開催を予定しております。過去に、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、フォローアップ研修会も開催予定でございます。今後の活動につなげていけるような、先ほど議員が申し上げたようなことをですね、やっていけるように検討や養成していきたいと、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、答弁いただきましたけれども、今、核家族化の中で高齢者について、また人が老いていくということについて、理解が十分できない子どもさんも大勢みえると思います。この認知症ジュニアサポーター養成講座が学校教育の中に取り込んでいただくことは、大変重要なことだと思っております。

また、いろんな提案をして、いろんな知恵を出し合い、また子どもを育て、優しい心を育てる、認知症ジュニアサポーターの養成講座に力を入れていただきたいと思ってお

ります。また、この新オレンジプランを進めるにあたり、包括支援センターのより強固な支援体制が求められます。認知症初期支援チームの体制整備、サポーターの養成、支援員の取り組み、高齢者の居場所づくりなど、すべてが包括支援センターが関わる施策であります。現在の人員体制では進めていける内容ではありません。町長はこの包括支援センターの現在の人員体制は把握されていますでしょうか。答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。把握しておりません。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これから大変な包括支援センターの事業であります。現在も町長がこの包括の人員体制も把握されていないということは、これはちょっといけないことだと思います。センターの職員と膝を突き合わせて、現場の声を聞いていただきたいと思いますが、これについて答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、本当に地域包括ケアシステム、この介護保険制度もですね、そういう部分では、大変重要であって、私自身お恥ずかしい話ですが、支援センターの皆さんとですね、直にゆっくりと話し合ったことがございませんので、そういったことを社協の皆さんも含めてですね、一度またゆっくりと勉強をしてみたいと、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、そのお話を聞いた、包括支援センターの方は、大変喜んでみえると思いますけれども、本当にこれから大変な事業を抱えるわけです。どんどん包括支援センターの仕事が増えるわけでありまして。また、当町の福祉保健課との連携も密になってくると思いま

すが、この福祉保健課との連携について、今、どのようにされているのか、答弁願いたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましては、担当のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えいたします。

現在、地域包括ケアシステムを含めてですね、いろいろ検討を行っています。例えば福祉課と包括との間で生活支援サービスの体制整備検討会、これは内容としましては、生活支援サービスの体制整備とか、高齢者が地域でくつろげる場所づくりですね、こういうような検討会をいたしております。具体的にモデル地区をつくりまして、語り場ということで、今、長島で1地区、海山でも今年1地区予定しております。そういうモデル地区を参考に、語り場、集いの場を広げていきたいなど、そういう検討会。

それから、地域ケア会議の充実に向けた検討会ということで、個々の問題ケースのほかにもですね、その地域の問題ケースも兼ねて、検討していくということで、これも福祉課と包括の間で、検討会を実施いたしております。以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

海山と長島におけるモデル地区は、どの場所にあるんですか。答弁をお願いします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

語り場のモデル地区は、長島の宮本地区でございます。長島では宮本地区です。海山では上里地区で予定ということで、あくまでも予定ということなんですけども、以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このふれあいサロンといいますか、こういうモデル地区というのは、どんどん増えていく必要があると思いますので、それについても検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援について、1. 子どもの貧困対策について、子どもの貧困対策を推進するための大綱が閣議決定されました。子どもの貧困対策は感情論だけではない問題であります。大人が何とかしなければいけません。経済的な理由で進学を断念せざるをえない場合もあります。生まれ育った環境で、将来が左右される自体は本来あってはなりません。子どもの貧困を解決するには、さまざまな支援策が必要です。福祉、教育、保健など、多くの分野で手をさしのべる必要がありますが、当町の子ども貧困対策についての考えと現状、また、今後の対応について答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子どもの貧困対策ということでございます。平成26年1月17日に施行された法律で、その目的は議員もおっしゃったように、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することです。この法律によりまして、国は子どもの貧困対策に関する大綱を策定いたしまして、子どもの貧困対策に関する基本的な方針等を定めているところでございます。

また各都道府県は、子どもの貧困対策計画の策定に努めるものと規定されておりますが、三重県といたしましては、計画策定に関する課題の洗い出しといたしまして、実態調査を実施し、計画策定検討委員会を設置して、今年度中に計画を策定する予定でございまして、町には計画策定の義務はございません。紀北町の現在の取り組み状況ですが、福祉事務所が実施主体である生活保護制度の中で、金銭的な援助を実施してございまして、小学校から高校生まで支援を受けているところでございます。また、就労可能な保護者には、福祉事務所が設置する就労支援員により、就労に結びつけるサポートを行っております。

一人親家庭におきましても、三重県が認定する児童扶養手当の支給や、母子福祉資金貸付に父子家庭へも拡大するなど、経済的援助を実施しておりますし、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、各種相談業務を行っていると同っております。これらの事業に対しまして、福祉事務所を持たない当町は、相談窓口として内容により必要な支援機関につなげております。

なお、三重県は計画策定中でございますが、策定後は計画を参考に取り組んでまいりたいとそうのように思っています。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

当町における、就学援助をされているお宅もあると思うんですけども、当町の就学援助の統計内から、当町の貧困状況と年々どのように、その状況が変化していつているのか、この点について、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうからお願いします。学校教育課長。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

就学援助事業になります。これは平成23年度から26年まで、ちょっと調査いたしました表がございます。まず全体数で23年度234名、そして、その時の児童生徒数が1,351名でございますので17.32%。24年度は就学援助費対象者216名で、全体児童数、生徒数で1,310名、16.49%。25年度、対象者227名、全体児童数生徒数1,250名、18.16%。平成26年度、対象者232名、全体児童数、生徒数1,191名、19.48%というふうに、ここ4年間を見ましても、徐々にその数が増えていつている状態と認識していつています。今後とも援助対象者は増えるものと思いつていつています。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

増えている状況といたしますのは、さまざまな理由があるんですけども、課長ではどう
いうことが推測されますか、答弁願います。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今、母子家庭、父子家庭というのが、かなり増えている状況だと思っております。それ
が大きな要因であると認識しております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

一人親家庭が増えているということですので、この就学援助、また子ども貧困対策につ
いては、これからも十分な手立てをしていただきたいと思います。

では、2に移ります。4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、この制度は生
活保護に至る前の段階の自立支援策を講じるためのものですが、この制度の中に自治体
の任意事業の取り組みに、生活困窮者家庭の子ども学習支援についての取り組みがあり
ます。子ども学習支援について行っている取り組みがあれば、教えていただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

生活困窮者自立支援制度につきましてはですね、生活保護に至る前の段階の自立支援策
の強化を図るために、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施等を行うものでござい
まして、実施主体は福祉事務所設置自治体となっております。福祉事務所を設置してい
ない町は一次窓口として相談を受け付け、三重県が業務を委託する三重県生活相談支援
センターへつなぎまして、支援調整会議や支援プラン作成に関し連携して、相談者の生
活困窮状態からの脱却を支援します。

この制度では、必須事業と任意事業に区別されておまして、三重県としては必須事業
を実施しております。任意事業とは就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支
援事業、学習支援事業の4つでございまして、学習支援事業では貧困の連鎖を防止する
ため、生活困窮家庭の子どもに対しまして、学校教育以外での学習の機会を提供するも

ので、現在、三重県では準備中であると伺っているところでございます。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

担当課長にもちょっとお聞きしたいんですけども、この学習支援について、生活困窮者の家族の子どもさんだけではなく、現在、学校で行われています学習支援について、少しお話をお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

全体を通してになります。学習が遅れがちな生徒を対象とした学習支援がございまして、定期試験前に質問会を開催したり、夏休みとか冬休みとか春休み、長期休業中に補習を行うなど、学校で児童生徒の実情に応じた学習支援を行ってございます。

特に、中学校におきましては、進路決定の3年生の時には、学級担任を中心に、教科担任と連携し、個別に課題を与え、添削指導を行うなど進路実現に向け個別対応を行っております。各中学校とも実施しております。以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ありがとうございます。

先ほど、町長はこの生活保護世帯の学習支援につきまして、行われているところはないような答弁をされましたけれども、尾鷲市では昨年からですか、生活保護世帯の中学生の子どもに対する学習支援を、学校以外の場所で持っているようですが、この支援に関してどう思われますか、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私がどう思うということは、ちょっと勉強不足なんで、ちょっと学校教育のほうからの観点からお話をさせていただきたいと思います。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

各学校におきましては、退職校長会の先生方に入っただいて、また、放課後に入っただいて、学力が遅れがちな生徒に対する対応、また、支援員を導入した形での支援等を行っておりますので、今のところ学校以外で、そういった施設を設け、また時間を設定してするという事は、今現在では考えておりません。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、課長の答弁を聞いていただきました町長は、どのように考えましたでしょうか、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、その実態自体がですね、私ちょっと把握ができておりませんので、学校教育とともに、実態把握に努めて、また、隣の町などで、その事情を十分聞かせていただいて、今後、当町としてもね、どういうふうにやっていけばいいのかということを検討したいと思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この学習支援につきましては、学力向上の推進にもなりますし、また子どもの困窮者施策として大切なことですので、今後ともよろしく願いいたします。

では、次に、子育て支援についての2つ目の質問をさせていただきます。

日本版ネウボラ、子どもを安心して生み育てられる取り組みについて、1. 妊娠から出産まで切れ目なく子育て支援を行うフィンランドのネウボラに学ぶことでございますが、皆さんはネウボラという言葉聞いたことはありますか。ネウボラとはフィンランドの言葉で助言の場を意味する言葉です。

子育てに対する手厚い支援を切れ目なく行う子育て支援です。妊娠中の検診、赤ちゃん検診、妊娠後も同じ場所で、小学校にあがるまで必要な支援を、ワンストップで得られ

るものです。ここでは自治体が経営し、妊娠相談から産後の回復、子どもの心身の発達、育児不安、家庭問題まで対応します。

名張市では、日本版ネウボラとして、独自の取り組みを行っております。家族を同じ保健師がずっと担当するため、頻繁に親子に会う、そういう状況でありますので、虐待の早期発見の役割を担っております。このネウボラについて、町長はどう思われますか。答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このネウボラですね、県の会議等へ行くと、ちよくちよく出てきまして、それと名張市の市長さんもですね、そういうお話をさせていただいているんですが、そこから会議の中では、あまり中に入っていく議論までしてないです。こういう状態で今やっているよということで、今、大西議員がおっしゃったようなことなんです。

これまでの地域性もいろいろあろうかと思えますんで、地域性や習性、そういったものをいろいろと実態をですね、調査をして、じゃあどうするのかという検討がですね、今、紀北町ではなされていないという状況ではございますが、そういったものも勉強してきたいと思えます、これから。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

先ほど町長が言われましたように、地域性もありまして、すべてがこのネウボラに即した支援を行うということも、なかなか大変かと思えますけれども、この地域にあった、紀北町にあった、日本版ネウボラということも、また考えていただきたいと思えます。今、なぜこの外国のネウボラを持ち出したかといいますと、子どもの虐待が増加しております。ニュースでも最近、よく目にしますけれども、それはお母さんの産後ケアがうまくいっていないということも、この要因にもなっているようです。

この日本版のネウボラ、名張市の取り組みにつきましては、ここでは地域対策強化交付金を、子育ての地域少子化対策交付金を活用して行っているようではございますけれども、当町におきまして、この強化交付金を活用して、子ども事業を行っている例がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうからわかる範囲で。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

その交付金の活用はしておりません。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

福祉の担当のほうでは、高齢者についての財源は、これは本当に増えてくると思います。しかし、この子育て支援に対する交付金を活用した、そういう取り組みも、また検討していただきたいと思います。

では、2番に移ります。当町における妊娠支援体制、産前サポート、産後サポート、産後ケアについての説明、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町ですね、妊娠期相談支援体制は、母子手帳交付時に妊娠届出書、アンケートを記入していただきまして、妊婦の健康状態のほか、相談者の有無や不安などを把握しまして、記載内容に応じて必要な指導を実施しているところです。また、妊婦健診を受診した医療機関より届く健診結果票に、指導事項があれば訪問や電話連絡をさせていただくなど、その都度、対応しているところでございます。

産後につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問といたしまして、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を訪問し、産婦さんや乳児の健康状態の確認や、育児に関するアドバイス、町の母子保健事業の紹介等を行っているところでございます。また、産婦さんに対しましては、産後うつ質問票を実施し、高得点の方や育児不安のある方には、継続して訪問し、経過を確認したり、必要に応じて医療機関の紹介を行っております。また、問題のある乳幼児や支援が必要なご家庭は、福祉係や児童相談所、医療機関等と連携をいたしまし

て対応方法について検討、支援体制を整えているところでございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、答弁をいただきましたように、当町でもかなり細かな支援をしていただいているようなんですけども、この母子保健手帳の交付の際、家族状況を把握できるアンケートとかをとってみえるのかということと、出産して2、3カ月後には、当町もブックスタート事業で新生児の全戸訪問を行っているようですが、出産直後からの手の届きにくい空白期間が、この出産から訪問していただくまでの、この2、3カ月間の間が手の届きにくい空白期間になってきます。

産後の不安、育児疲労が出やすい産後2週間に、すべての母親から聴き取りをし、サポートプランを練るといふ、そういう案もあるんですけども、この点について答弁お願いします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えいたします。こんにちは赤ちゃん訪問は全戸訪問させていただいておるんですけども、それが生後4カ月までの間に行かせていただいております。それまでの期間なんですけれども、特にですね、出産前に検査結果に指導事項がございましたら、その点はチェックしてですね、ケースによっては伺うとか、それから、未熟児でお生まれになった場合、そういう場合は早めに訪問させていただくと、そういうような体制をとっております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

より細かな産後サポートをしていただくためにも、この空白期間、2週間、産後2週間、そういう時の産後支援について、なかなか不安になっているお母さんが、保健センターへ、また支援を求めて電話をするということも、なかなか大変な状況もあると思います。その点で、この当町におきましても、ポータルサイトを進めているということをお聞きしております。予算にもあげていただいておりますけども、そこのポータルサイトの進

捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えいたします。ポータルサイトなんですけども、昨年から構築を進めておりまして、来月7月をめどに開始したいと考えております。サイト名は紀北町結婚・妊娠・出産・子育て応援サイト、愛称をきほくファミラボということで、ポータルサイトをおきます。このポータルサイトはホームページにもリンクさせていただこうと思っております。このポータルサイトはわかりやすい項目を配置するんですけども、いろんな情報の中のほかに、子育てお役立ち情報ということで、例えば検診予防接種のスケジュールを入れられるように、アプリをもってスケジュール管理ができると、そういうのを入れるということで、来月をめどに進めております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このポータルサイトファミラボは、携帯、スマホからも見ることはできるのでしょうか。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

スマホからもできます、それからパソコン、それからタブレットの端末機、こういうもので検索することができます。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この出産育児に関することは、男性の方はなかなか関心の薄い方もみえると思います。ここにみえる方もほとんどが男性の方ですけども、今後、お子さん方のそういう育児に対しても強い関心を、これから持っていただきたいと思います。近年では晩婚化により出産年齢が高齢化し、妊婦の親の年齢も高齢化し、十分手助けを受けられない人もみえます。

また、2人目、3人目になるほど、大変になります。少子化への対応の一環として、

生み育てやすい環境づくりに、アイデアを出し合って、これからも取り組んでいただきたいと思います。

では、最後に移らせていただきます。

3つ目、子育て世代包括支援の推進課題についてであります。

紀北町の出産の統計を見させていただきますと、平成22年83人、平成23年101人、平成24年72人、平成25年85人、去年は推定でありますけれども、73人となっております。平成26年、去年で73名ということで、そんなにも多くの出産ではないと思いますので、この子育て世代包括支援に代わるものとして、これからも保健センターで取り組んでいくと思いますけれども、その組織について、これからも保健センターで取り組んでいくのか、この点お聞きします。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えします。現在、保健師は本庁に5名、海山支所に2人おります。そこを拠点に活動しております。まず、赤ちゃん訪問の場合は、長島区、海山区に分かれて、1人ずつの担当が回らせていただいております。その情報などを基にですね、ずっといろんな担当も関わって、議員のおっしゃるようなワンストップじゃないんですけども、少ないは少ないなりに、みんなで見っていくという、実際に私のところへも回覧でまいります。いつ生れて、それで赤ちゃん訪問の時は何グラムあって、その後はどうだという時系列になったのが、ファイルになって1人ずつされておまして、そういうのを何人かでチェックしながら行っております。というのは、担当1人であればですね、それはよりその子のことがわかると思うんですけども、その担当が不在の時にですね、やっぱり困ったことが起こってまいります。

ですから、できるだけ情報を共有するような形にして行っております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

では、この子育て支援につきましても、これから少子化になってきます。また当町におきましては、やっぱり雇用があれば、大勢の方がこちらへ引っ越ししてきて、また育児サポートも増えると思いますが、これからもこの少子化対策については、本当に大切な

ことであります。また、生まれ、また生活していく中で、安心して育てられる紀北町ということで、皆さんがこちらへ、またみえる機会も多くなるように、今後すばらしい取り組みを、また続けていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

東清剛議長

これで大西瑞香君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで休憩いたします。

40分まで休憩いたします。

(午前 11時 26分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

東清剛議長

次に、6番 瀧本攻君の発言を許します。

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

それでは、6月議会の一般質問をさせていただきます。町長も大変ですけれども、課題山積で、喜ばしいことやと思うんですがね、やらんならんことがたくさんあるということのはね、やっぱり人生勉強にもなるし、皆さんと一緒に頑張っていただきたいと思います。

まず通告順にですね、防災対策について、より高くうんぬんの問題は別としてですね、建物ですね、耐震構造について、私は先般シェルターのことをお伺いしたら、検討しますということであったので、どの辺まで進んでいるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

す。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

シェルターのお話でございます。シェルター、本当にね、耐震が思うように進まないという現状の中で、議員のご提案のシェルターのお話でございます。三重県のほうでも、補助を出しておりまして、それを受けて、各市町でやっているところもございます。5ないし6箇所ぐらいで、今やっているところもございますので、ご指摘を受けてですね、我々もその方向で、今、検討しているところでございます。シェルターの補助の話やないですか。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

3月の定例会でね、検討します言うたんさ、3カ月たつとるんです。具体的にですね、県の補助もあるんなら、あるということで、どういうふうに、これから取り組んでいくんかという、ある程度のシナリオができてなけりゃいかんね。検討しますということはね、日本語で言うたらね、せんということですよ、これ。

だから、検討から今度は着手に入っていかなあかん、その辺のところのご答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

制度の問題でもありますんで、制度ね。耐震のやっていく補助とか、そういう制度の問題もありますんで、6月等でそういったものに取り組んでおりませんが、制度の取り組みとしては前向きにさせていただくというご答弁でございます、先ほどの。予算化はしてないです。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

町長のご説明させていただいたシェルターでございますけれども、三重県の補助制度

の関係もございまして、現在、町のほうではですね、この補助金制度を導入した場合の補助金の交付要綱を作成を、今、進めております。この交付要綱に基づきまして、県のほうの補助金の申請等の関係もございまして、県の予算を見ながら、また、いつ実施するかについてはですね、最終的に町長と協議をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

シェルターの質にもよりますけれども、どういうシェルターを、私が言ったのはね、居間とか寝間にですね、25万円ぐらいでできる、やつとるシェルターを言ったわけですね。私、御前崎へ行った時は、頭だけグッと被つとるシェルターやった。だから、その辺のところはどういうシェルターを考えて、県の補助金をもらってやるのかということのご答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

シェルターにつきましてはですね、いろいろと担当課からも写真も見せていただいて、やっている。県のほうの認められているシェルターというのがございます。そういう中で、県は以前から木を使ったですね、シェルターのことについては、補助金もちょっと厚めにしていますし、今、議員おっしゃった硬性のやつとかですね、そういったものは普通の補助金ということで、この補助金につきましては、限度額12万5,000円と県のほうになっております。そして、またそうすると町も、その分、上乘せ一緒のことで25万円ぐらいの上限ということで、補助金になります。

しかし、今、議員おっしゃっていただいて、私どもも調べさせていただくと、やはり25万円ぐらいから100万円ぐらいまで、その強度、大きさ、それぞれによって違いますんで、三重県型の認められているものに対して、勿論、三重県の補助もいただかなければいけないんで、そういったものを対象に、今、考えております。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

耐震がですね、15年度から両町で648件行われておるわけですね。これは申請主義やと思うんで、まだ、どれぐらいあがってくるとお考えなんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

耐震の診断のほうでございますね、診断のほうは、一定の上限がありますんで、そういったものにつきましては、担当課のほうからお話をさせていただきます。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

耐震診断につきましては、毎年、紀北町では60件ほど、60件ほどというか、60件を診断を受けてもらっています。今後の動向といたしましては、昭和56年5月31日以前の建物が対象となっておりますので、まだ648件ということですので、まだ、増えてくる見込みだと考えております。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

それじゃ、そのことをよろしく願いいたします。

56年以前というふうに線引きしてもですね、すばらしい建物がありますね。私の家ね、51年やった、耐震診断した、ほとんど1に近かったんですよ。だから、見たらわかるで、その辺のところをしながら、耐震診断をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、2番のですね、平成27年度の重要施策の進捗状況について、中州の津波の避難タワーの完成時期、三浦矢口漁港海岸保全設備整備事業防潮堤の完成時期、海山消防署消防庁舎の完成時期、それから本地の複合的ビル及び健康のための複合的温浴プールの完成時期について、これが念押しでございますので、その辺のところの、あれをお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず中州タワーにつきましては、今、入札に向けた準備をしております、入札が7月中にできるのではないかとこの予定でございます、建設につきましては、27年度中に完成という予定で、今、進めているところでございます。

三浦矢口のことなんですが、これは少しね、ちょっと難しいという部分もありますが、5年間の事業でですね、平成27年度をめざしてやっております。しかし、国や県の予算がですね、大変厳しい。それと、途中で3.11がございまして、それによる津波波力や高潮に対する部分の、高潮対策で一応、できるだけ工夫をしたいということで、少し手直しもございまして、そういうことで、三浦漁港は31年度、それから矢口漁港につきましてもですね、合併特例債事業もあるんで、32年度の完成をめざしておりますが、先ほども申し上げたように、これは国と県の予算の部分が大変大きな部分を占めるので、そちらの動向を見極めていきたいと思っております。

それから、海山消防署の消防庁舎でございますが、今年度、予算を認めていただきました土地の購入、それから、設計をさせていただきます、28年度中に完成したいと思っております。

それから、本地のプールでございますが、これは今年度、設計で、今、準備をしております。そして、今年度27年度に設計を行いまして、28年、それから大変大きな事業ですね、29年度で建設、完成をしていきたいと思っております。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

中州の件と三浦の件についてはですね、32年度までにせんと、合併特例債が使えないので、自主財源が増えてくる可能性があるのかどうか。だいたい6%ぐらいかな、15%の、いうたら95ということですから。

それと、消防署は28年度中とおっしゃられました。

それと本地地区の複合的健康的ビル、4番ですね、この前の質問の時にね、町長はね、29年の8月に完成すると言ったね。年度内というとな、30年の3月になってくるんですよ。議員から尻を押してくれたと、8,000万円から1億円ぐらい安くなると。この辺のところのちょっと。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中州のほうはですね、十分、今年度完成の予定でございます。

それと、三浦につきましてもですね、今、結構、進捗率も進んでいますし、ご覧になっていただくとわかるんですが、三浦のほうは今、言ったような年度でできるのではないかというぐらいです。

それとプールの話ですが、これはちょっと下がったわけではございません。29年度という物言いをしましたが、あの時も8月の時に、任期中にというお話もありまして、私は任期中にテープを切りたいという話をしましたので、私のめざすところは、やっぱり8月とか9月のですね、そういう任期中までに完成したいということなんで、ただ1点ですね、何で中途半端な物言いするかというと、地質調査があるんですね。あれによって、工法とか、そういう値段が、建設費が多少違ってきますので、また、その地質調査をしてない時点ですので、そういう物言いをしましたが、私としては任期中にテープを切りたいという思いは一緒なんで、ご存じのような、任期までにはつくりたいと、仕上げたいと思っております。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

これに3,000万円ぐらいの予算が、今期に組まれていましたね。その中に地質調査は入っていたんですか、入ってないんですか。入っていたんやったら、もう即やってですね、一番大事なことからね、そこを地質調査することに、そこだけじゃなくて、その周辺にお住まいの方もですね、あそこ埋立地ですからね、地質調査も早急にやってもらったらどうですか。3,000万円の枠の中には入ってないですか。入ってなかったら、もう9月に補正組んでやるとかね、どうです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

9月の補正を組むまでもなしにですね、もう予算も入ってますんで、もう間もなく入札の公示というのかな、告示というのかな、告示ですか。やるようになってますんで、はい。入札の公告をやるようになってますんで、それも合わせた金額で設計もするようになっておりますんで、大丈夫だと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

よくわかりました。そういうものが実際に動き出すと、町民の方はここにこういうものができるんだなということで、我が町がよくなるんだなという実感を抱きます。また、隣町の尾鷲にあたってもですね、早くしてもらえんのかというようなことも言ってますので、その辺のところをですね、まあいったら、決めたらタッとやるというようにせんとですね、問題山積になってきますので、よろしく願いいたします。

東清剛議長

昼食のため1時まで休憩いたします。

(午前 11時 55分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

町長より発言の訂正の申し出がありますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどプールの件のところでですね、入札の公告というような説明をしました。これは指名型のプロポーザルでございまして、通知をさせていただいたということでございます。そして、7月末ごろに決定する予定でございますので、以上です。

東清剛議長

それでは、引き続き、6番 瀧本攻君の発言を許します。

6番 瀧本攻議員

町長、大変、丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、3番目の子ども・子育て支援事業について、お尋ねいたします。

先ほど大西議員も質問されておりまして、スウェーデンのなんとかかいうの、名張にありますね。あれも私、この10月の視察の時にですね、あれを入れてくれるように頼んであるんですが、それで、平成26年度と27年度の実績をいただいておりますので、課長のほうからですね、詳しく金額と内容についてお答えいただけないでしょうか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

質問にお答えします。まず福祉保健課所管分のご説明をさせていただきます。子育て関連では、地域少子化対策強化事業、これがございます。これは、子ども・子育てポータルサイトの開設費用なんですけども、26年度が実績で507万2,000円、27年度の予算は56万7,000円でございます。これはポータルサイトの運用費用ということです。

それから、子ども・子育て支援設置事業、これは子育て支援センター3箇所の費用でございます。26年度が1,272万4,000円、27年度が1,293万4,000円で、21万円の増でございます。

次に、放課後児童クラブです。これは町内2箇所の放課後児童クラブへの助成の金額でございます。26年度実績が1,234万2,000円、27年度実績が1,278万6,000円で44万4,000円の増でございます。

次に、子ども・子育て支援事業、これは昨年は計画費用でございまして、今年度は29万6,000円で、昨年比べて228万4,000円の減でございます。

次に、保育所です。志子保育所の運営費でございます。昨年が355万9,000円、本年が497万6,000円、141万7,000円の増。これは4名から10名に増えた関係で増えました。

それから、私立保育所保有対策事業でございます。これは町内7つの私立保育園への助成でございます。26年度が1,920万1,000円、27年度が1,928万3,000円、8万2,000円の増でございます。

それから児童保育事業、これは保育所に通う子どもへの助成というか、保育所への支援費でございまして、26年度が3億3,625万6,000円、27年度が3億681万6,000円、2,944万円の減でございます。

児童手当は、これは児童手当の支給でして、26年度が1億9,516万円、27年度が1億

9,881万3,000円、365万3,000円の増でございます。

次に、保健関係の子育て事業で、予防接種事業でございます。これは予防接種法に基づくものと、任意の費用でございます。26年度が3,259万8,000円、27年度が3,341万9,000円、82万1,000円の増でございます。

それから、母子健診事業、これは1歳6カ月、3歳6カ月、妊婦健診等の費用でございます。26年度が812万3,000円、27年度が1,052万6,000円、240万3,000円の増でございます。

それから、母子保健事業、これが特定不妊治療等の費用も含まれております。26年度が117万1,000円、27年度が203万3,000円、86万2,000円の増。

それから、歯科保健、これが55万9,000円、26年が。27年度が65万7,000円、9万8,000円の増です。

最後に未熟児療育医療費給付事業でございます。これは未熟児2,000グラム以下で産れた方への助成でして、医療費の助成です。26年度が139万9,000円、27年度が100万1,000円の39万8,000円の減でございます。

トータルで26年度は6億3,074万4,000円、27年度が6億410万9,000円で、2,663万5,000円の減となっております。この減の原因は、児童の減少によるものが主なものでございます。

以上でございます。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

続きまして、学校教育課関連事業をご説明させていただきます。

要保護、準要保護児童就学援助事業でございます。これは小学校、中学校とも同じ交付要綱に基づく援助事業になります。上段が就学困難な家庭（要保護、準要保護に援助する経費）の小学校分でございます。

平成27年度予算書見込み121名、26年度実績人数137名、下段が就学困難な家庭に対する中学校の内訳になってございます。平成27年度予算見込額、86名、平成26年度実績人数95名となっております。26年度実績、小学校795万2,000円、27年度予算額764万3,000円、30万9,000円の減でございます。中学校費につきましては、平成26年度実績、873万6,000円、27年度予算額837万2,000円、36万4,000円の減になってございます。これ

は児童生徒数の減に伴う予算見積りでございます。以上でございます。

東清剛議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管のですね、子育て支援関係の事業について、報告をさせていただきます。

まず、社会教育活動助成事業の中で、紀北町青少年育成連絡協議会助成金としまして、青少年育成連絡協議会に助成をさせていただいております。そちらのほうの活動の中で、夜間パトロール、それから親子ふれあい事業ということで、名古屋の科学館ですとか、リニア鉄道館ですとか、太地のくじら博物館といったところへ研修旅行に行ってくださいというもの。

それから、子ども110番の家の設置、それから、有害図書関係等の立入調査、それから、それに加えて、中学生の主張大会というのを開催させていただいております。それから、図書関係のですね、町内に3館ございます図書室の中で、児童図書の購入、それから、幼児関係に読み聞かせの会というのを開催してございます。それから、放課後子ども教室推進事業といたしまして、紀伊長島、それから海山、それぞれにいきいき子ども学園を設置いたしまして、毎週水曜日あるいは土曜日に体験ですとか、文化活動ですとか、あるいはスポーツ活動等の講座を開催してございます。

次に、社会体育振興事業費の中で、スポーツ推進委員さんにいろんな講座で、指導者として活用させていただいている経費がございまして。

それから、社会体育団体活動費助成事業として、体育協会への助成金の中で、町内のスポーツ団体への活動支援というのをさせていただいております。8団体に対して1万5,000円ずつということで、12万円してございます。このスポーツ少年団の支援といたしましては、そのほかに広報あるいは行政放送によります団員の募集の支援、それから、県のスポーツ少年団関係の大会あるいは研修会といったものへの連絡、登録といったもの。

それから、スポーツ少年団が開催される大会についての支援ということで、スポーツ交流補助金ですとか、あるいは今年からですね、町長杯の開催へ向けた補助金というものも設置してございます。さらに、小中学生を指導する団体活動につきましては、施設の使用料というものを免除させていただいております。

次に、スポーツ交流推進事業ですが、この中で紀北健康スポーツクラブを設置しており

まして、このクラブの中で、今年から始めたんですが、小学校の1年生から4年生を対象にしまして、毎週土曜日にですね、週替わりで町内のいろんなスポーツを経験していただくというスポーツ体験教室というのを開催いたしております。

それから、以前からやっていたいております小学校4年生から6年生を対象にした陸上教室というものを開催してございます。ということで、26年、27年の比較といたしましては、予算的には58万2,000円の増加をしてございます。以上でございます。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

住民課関係の子ども・子育て関係でございますが、2つの事業がございまして、まず子ども医療費助成事業でございますが、中学校卒業までの子どもに対する入院・通院及び18歳年度末までの子どもの入院に対する医療費助成でございます。26年度実績といたしましては、3,237万円、27年度予算といたしましては4,765万6,000円でございます。

もう一事業で一人親家庭等医療費助成事業というのがございます。これは18歳未満児を扶養している一人親家庭の母または父及びその児童等、父母のいない18歳未満児に対する医療費助成でございまして、26年度実績が1,455万8,000円、27年度予算が1,523万3,000円でございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

1点ですね、保育士等を配置して子育て1,272万4,000円、これ3箇所では何人ぐらいおみえになるのかということの答弁をお願いします。

それから、児童保育園ですね、3億3,625万6,000円と、3億681万6,000円、その下のこれについてですね、この予算の中に、保育者の費用が入っているのかどうかということとです。

もう1点はですね、もう1点というよりも、子どもの医療のね、自己負担分はですね、いったん父兄が立て替えんならんですね。それを立て替えてもいいようにできないのかどうかということのご答弁をお願いいたします。

東清剛議長

大谷保健福祉課長。

大谷眞吾保健福祉課長

ご質問にお答えいたします。

まず1,293万4,000円、子育て支援センター設置事業です。これの町内3箇所にございます。紀伊長島区2箇所、海山区1箇所です。ちょっと資料的にはですね、利用人員は延べ人員で、25年度実績しかございませんので、25年度実績で述べさせていただきます。まず相賀幼稚園のひまわりという子育て支援センターで、延べで1,647人、それから、まんぼう、これはひかり保育園です。これが延べで585名、それから、ゾウさん、かとう小児科さんのところで、延べで1,868名でございます。

それから、次が児童保育事業の3億681万6,000円、27年度予算ですけれども、この内訳はですね、国の補助金、県の補助金、それから、利用者の方の負担分も含まれております。以上でございます。

利用者の負担額でしょうか。申し訳ございません。国が2分の1、県が4分の1でございます。以上です。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

医療費の窓口無料の件でございますが、窓口無料につきましては、三重県下の市町でやっているところはございません。他の県ではやっているところもあるとは聞いておりますが、まずやっていない1つの理由といたしましては、国庫補助金の減額のペナルティ、窓口無料にすることによって、国庫補助金の減額というペナルティがあるので、現在は三重県はやっていないというふう聞いております。

それから、よその県では、この窓口無料にしていたところがあるんですけれども、その減額のペナルティが8億円ほどあったので、窓口有料に戻したという県もございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうすると保育の3億681万6,000円の4分の1は、結局、保護者の負担、児童の負担ということで解釈してよろしいですね。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ちょっと説明がうまくできずに申し訳ございません。

保護者の負担とは別に、公費の負担の割合が、国が2分の1、県が4分1、町が4分の1でございます。それとは別枠で、個人の負担額をいただくんですけども、その個人の負担は、本来納めていただく分の65%に抑えております。その不足分の35%は町のほうで負担させていただいております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうすると、いわゆる2分の1、4分の1の中に入っておるということですね。別なんでしょうか、それは。3億600何十万の中に、保護者の負担は入ってないということですか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

すいません。保護者の負担も入っております。内訳を申しますと、約1億円が国の補助金、約5,000万円が県の補助金、それから、個人の負担金が約7,000万円、残りの部分が町の負担でございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

国補からペナルティが8億円もきたら、やれんの、しかし、それは。しかし、タイムラグの問題があつてさね、給料前にね、サラリーマンの方も大変だよ。それは借りの制度は町にあるんですか、そのの。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

借入の措置ということでございますが、以前、社協のほうにですね、そういった生活援助金の貸付があるということをお話でございますが、国保として特にはございません。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

私が危惧するのはね、やはりその今はお金の社会、非常にね。お金なかったら、子どもを辛抱せよというようなことも生じてくるわけですね。そういうとこの支援も、やっぱりしなければいけないんじゃないかというふうに思っております。そして、このいわゆる24年8月10日に設置した子ども・子育て支援の内容のところを読んでいますとですね、地域の子育て支援拠点だとかね、緊急時の親のフレッシュのための一時預かり、というのは今、だいたい一人親家庭がお子さんをお持ちの方、小学校、中学校のお子さんをお持ちの方ですね、だいたい2馬力で働いてみえる、夫婦でね。そこで、学校で怪我した、病気になった。そうすると学校から、結局、お子さんを連れに来てください。しかし、連れに行くこともできない。その辺のところをケアするシステムは当町にあるんですか、ないんですか。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。議員の尋ねられておるのは、学校とか保育所へ通ってない、通う時間帯に預かってくれるところがあるかということでしょうか。父兄の都合で、例えば子どもさんが病気になった時に預かってもらえる施設ということでしょうか。

ございません。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

町長、やはりね、若い30代、20代、40代の女の方が、住みよい社会をつくらんとですね、この町はますます少子高齢化になりますね。だから、これに対するね、やはりいろんな補助金もあろうかと思えますけども、是非ともこれをですね、実施することによって、父兄が安心して働けると思えます。これ大変ですね、本当に。ちゃんとした会社ってね、この前いただいた書の中にもね、職場も協力してと書いてあるんですよ。だけど職場が協力できんの。ぱんぱんで仕事しとるわけやからね。それはちゃんとしたところやったらええよ。銀行だとか、そういうところだったらできるけども、普通の民間いうても、

銀行も民間ですけどね、そういうところのね、やっぱり考えをしたらんと、若い女の方はですね、ここへ住み着いてくれん。若い方が住み着いてくれたら、それなりのやっぱり子どもを産んでくれるということになるんじゃないですか。

その辺は町として、中期的なプランでね、考えていただきたいと思うんですけども、費用の点もね、また要るんで、その辺のところも、模索してやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実には、私も伺っているんです。特にですね、障がいをお持ちの方がですね、なかなか大変だということ。いろいろなシステムで支え合うことはできるんですけど、議員のおっしゃることもわかりますんで、今後、子ども・子育て会議とか、そういった方がお集まりになる会議がありますんで、そういうところでもんでいただいてですね、今、言われたように、制度の問題、お金の問題、それからどういう場所でやるか、いろいろな問題がございますんで、それらも含めて検討していきたいと思います。現状は把握しておりますので。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

現状を把握してみえるんで、検討していただくということで、前向きに検討していただくということで、捉まえさせていただきます。

それでは、4番の地方創生と地域おこし協力隊にお尋ねいたします。

この中に空き家対策の問題も、前者議員もおっしゃったので、被るところもあると思うんですけども、空き家対策についてですね、平成27年5月26日に、法律が、特別措置法が施行されましたね。これがいわゆる内容がどういうものかと。ふるさと納税に対する考え方。地域おこし協力隊の考え方。おそらくKPIか、KPIです。キーパフォーマンスインディケーターっていうんかな。その辺のところのお答えをお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど3つご質問いただいたと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえてですね、平成26年11月19日、法律が成立して、27年5月26日に全面施行されたものでございます。これについては、前者議員にもお答えしたように、積極的に進めていかなければいけないことだと思っておりますので、庁舎内で対策チームをつくってですね、しっかり検討していきたいということでございます。

それから、ふるさと納税はですね、前回、議員からもご指摘いただいたように、これはまちづくりに対して大変いいことであるということなんで、これは特産品による地場産業の活性化や、それから、紀北町をですね、知っていただくことにもつながりますので、積極的に活用していきたいし、また、入ってきたお金についてはですね、これから一定の金額が入ってくるようであれば、それらをプールするだけではなく、積極的にまちづくりに活用していきたいなと思います。

地域おこし協力隊、近隣の市でもやっているところがございます。こういったものもですね、情報をしっかりと聞きながら、地域おこし協力隊について、勉強し、活用できるものであれば、活用していきたい。そのように思います。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

課長はご存じだと思うんですけどね、昨日、BSのニュースの真相で夕張の市長が出てですね、彼はこのKPIをスパッというんさね。キーパフォーマンスインディケーターで、いわゆる重要業績指標ですね。これを立てんことには、結局、県が受けてくれなわけでしょう。だから、その辺のところの目標値、いろんなことをですね、当町としてはその辺の進捗状況は、どうですか。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。先ほど議員がおっしゃられました、KPIでございますが、地方創生の総合戦略につきましては、KPIをちゃんと設定して作成せよというの

が、国からのお示しでございます。

前者、これまでの議員さんにも、町長のほうからもお答えいたしました。現在、人口動態等の調査をしております。それを含めて、今後、検討する中で、このようなKPIの設定をしていきたいということでございまして、現時点におきまして、どういう項目のKPIというのは決まっております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

たまたま私、夕張の市長がね、ニュースの深層で、9時半ごろ見たのかな。彼はですね、通常の時に2,000万円ぐらいのふるさと納税があったらしいです。去年が9,118万円だった。今年に入って6月、そやで昨日現在かな、6,000万円ぐらい入っておると。メロンを1万5,000円ぐらいのやつをお返ししておると。それで、メロンについては買取価格は固定しておると。だから、受注バランスもきちっとしとるわけですね。

ここがやっとするのはですね、政府とタッグを組んでやっておるのは、あそこ石炭の町でございますので、石炭にこびりついておった、石炭のですね、メタンハイドレートですね、引き出して、それをこの夕張のいわゆるエネルギーに使うということが、もう政府と一緒にやっとするわけです。

だから、当町にとっても、水産、林業ね、そういうものも、非常にいろんなことで出てくるわけですね。例えば大学でも、いわゆる何ていうんですか、工学系の大学へシフトしました。昔の69校ある国立大学がね。それで、青森の弘前大学はですね、りんごをですね、自分で育てて、それをですね、いわゆる化粧品だとか、また、健康のため、ポリフェノールですね、そういうことをやっています。

だから、今までかわった視点じゃないで、いろんな角度からね、やっぱり考えていかんと、ものを包むのもいいか悪いかわけとして、時代がそういうふうになってきておると、その辺のところを、やはり国へ行ってですね、やっていただきたい。

だから、何というんですか、KPIですか、KPI、KPIの後にPDCAがありますね。KPIやってPDCAやって、そのサイクルでいくわけでしょう、サイクルで。どうですか、その辺。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。先ほど議員からご質問いただきまして、私、今、頭の中は総合戦略のことしかなくて、地域創生のことでお答えをしてしまったんですけど、今のお話を聞いておきますと、議員、全体的な町の施策としてもですね、あらゆるものでKPIの活用というものを言われておるんじゃないかというふうに、理解をさせていただきます。

地方創生につきましても、そういう方向で進みますが、その他の事業につきましても、やはりこのような重要業績評価表等を活用してですね、PDCAで回しながら、反省しながら、チェックしながら、回していくのが基本かなというふうに、今のところ考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

やはり地域のアイデアを出してですね、それで、この問題はですね、昔で言うたら、産業界、官、学、3者だったんですね。それに、金融も加えて、それから労働者も加えて、5つでやれというシステムなんです。そういうことも踏まえてやっていただきたい。奇しくもちょっとあれですけど、テレサテンが亡くなって20年で、テレビでテレサテンの放映をされておりましたね。時代に流されて、時代に流されんように、やっぱり時の流れにね、上手にのってやっていただきたいと思います。

それから、空き家対策についてはですね、いろんなシナリオがあると思うんですよ。そのいわゆる建設的な問題もある、これはあかん。その裁量権はですね、各自治体に任されておるんじゃないかと、私は理解しておるわけです。

だから、町長はですね、どういうシナリオがあるかね、これは言うたら負の財産ですよ、町にとっては。持ち主には申し訳ないですけどね。この負の財産をやっぱり取り壊しだとか、例えば10年間、無償で借りてですね、そこをコミュニティーの場にするのか、そういう締結しているところもあります。人のおらん時もあります。おらんとも。

それから、担保がついておった、それをサービサー会社に、家も持っていかれて、それで競売かけてもですね、いわゆる裁判所のもですね、いわゆる評価人がですね、競売の費用よりも安いということで競売にかからんわけですよ。だから、いろんなことが町はできるわけですから、その持ち主がわかるね。それで、それにどれだけの抵当権がつい

ておるのもわかる。これは非常にしにくいことやと思うんですけども、これはやっぱり町がですね、やることによってですね、いろんな考え方があがってくるんじゃないかと。やっぱり後ろ向きの仕事をするとですね、解決するとですね、私もそないえらそんなこと言えんけどさ、マイナスのことを解決するとね、人間というのはね、成長するんですね。前向きなことばっかししておるとですね、人間というのは成長しない。

だから、俗に言うピカナぎのところで泳ぐなど、荒波で泳げと。それによって人間が成長するということも、言った学者もおりますんでね、だから、どういうシナリオがあるのかということ、やっぱり把握する必要があるんじゃないかと思います。いわゆる建築の問題と銀行やったら担保の問題、それで不明の問題、裁量権は私は地方自治体にあると思うんですけど、その辺はどうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この空き家はですね、本当に議員おっしゃるように、大変大きな内在する問題がございます。それで、前者議員にも答えたんですけど今までもですね、いろいろなことで、町のほうへ申し入れがあったり、地域のほうから話があったりですね、要望的なものもあつたりもします。しかし、今まではそれぞれの別個の法律等も参照しながら、弁護士の先生とお話したこともございます。そういったものもあるんで、議員おっしゃるように、いろいろなパターンを考えてですね、それらを抽出して、じゃどうするのかということですね、庁舎内で考えながら、その協議会をつくってですね、町としてどういう対処をしていけばいいのかということで、少しお時間いただきたいなと思います。本当にいろいろなことがあって、そういうものをやっぱりやっつけていかなければいけないんですが、あまりにも空き家とか、特定空家に近いものも多いのも事実なんです。

ですから、我々としては一生懸命取り組んでいきたいという答弁しか、今のところちょっと、はい。裁量権というか。

東清剛議長

続けてください。

尾上壽一町長

明確にですね、ということは結局は、我々の市町村、自治体がですね、個人とあくまでも折衝して、いろいろ指導したり、いろいろなことから始めてかなければいけないんで、

俗に言う、そういう取り壊すよと、代執行のような話ではなしに、そこに至る手続きがたくさんございますんで、またそういった空家等、それから特定空家等に対してですね、この時点でこういう裁量というよりも、指導や勧告、そういう命令、そういうものができるのは、町に、この法律によってですね、明確に記されているものだと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

全国的に830万円とか、850万円の空き家があって、その内の100万戸がですね、非常に問題の空き家だと言われております。当町は、だいたい22%で2,000戸か2,200戸、空き家ですね。

だから、やっぱりそこに住んでみえたわけですから、できたらその人と直接会えるような機会をつくっていただいでですね、私はね、弁護士を使うというのはね、私はよくないと思う。弁護士は法律のことしか考えてないんやで。人の心を考えてないんです、弁護士というのはね。法律論で来るから、彼らは法律の専門家やから、人の心を弁護士は考えんですよ。どっちかいうたら。一般の人のほうはね、人の心を考えますよ。

だから、そういう大変でしょうけども、いろんな何ていうんですか、プロジェクトチームをつくってですね、それに対処していかんと、いかなのじゃないかと思うんですけども。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、言葉足らずで、1つ申し訳ございません。弁護士というのはですね、これ1つの案件がございまして、持ち主が特定できないという空き家がございまして、これは大変危険な状態だったんで、その部分で弁護士といろいろと相談させていただいて、協議もさせていただいたという一例を申し上げたつもりだったんですが、勿論、議員おっしゃるように、基本的には町ないし、そういったプロジェクトチームで考えた上でですね、持ち主にまずお願い、そういったことから始めていくのが本来だと思っております。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

それと、4項の中のね、ふるさと納税ですね、これはいわゆる何ていうんですか、この町を1つの会社と見よと。見た場合に、これふるさと納税は、税外収入であるわけですね。若い方はね、そういうふうにコンサルの方、言っています。それと町長がちょっと難しいやろけども、日本は2060年に、1億人になることをめざしていますね。だから、1.6、1.8、2060年には2.07になるということをおっしゃるわけですよ。当町としては、人口はまだ検討でもいいですけど、何人ぐらいを理想にするという目標を、なかったらなかったでいいですわ。その辺のところを答えられるんやったら。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変難しいことなんで、合計特殊出生率の話なんですけど、我々としては、これ以上、小さくならないように努力するのが、精一杯というところですね、出生率をどう上げていくかというのは、大変難しい課題なんで、おっしゃるように、出生率も上げなければいけないですけど、先ほどの前の質問のように、子ども・子育てをですね、しっかりして、やっぱり若い方が定住できるような形にしてかなきゃいけないかなと。そういう中で、生み育てることで、やっぱり2人目、3人目を産んでくださいよという施策もですね、考えていかなきゃいけないと思うんですが、まあまあ難しいので、今、どれだけの目標というのはございませぬ、すいませぬ。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

それを言えたら、本当にすごい人ですわな。えらい失礼な質問しました。

それでは、5に移ります。景気対策についてですね、これもやっぱり人口問題も絡んできますね。だから、当町は合併してですね、10年を迎える、今年の10月で10年ですか。26年度末でですね、8億の基金があったのが、アバウトですけども、何ていうんですか、開発公社の分の2億を除いてね、58億増えて、52億か、60億になろうとしています。

だから、私は財政出動してくださいとね。今年の財政出動は4億8,500万円ですわな。この補正も入れてね。4億8,500万円。だから、その倍ぐらいの財政出動することによってね、税収も増えてくる。倍にすることによってね、基金もそう減らない。だから、10億ぐらいの財政出動してですね、景気をよくせんとですね、働く場所がないで、とい

うことは、仕事がないんだから、どれに入れるか別ですよ。ハード、ソフトありますね。私は10億ぐらい財政出動してもね、当町の財政は、町長いうように0.3しかないとおっしゃるけども、交付税の問題で、あるわけですから、その辺の財政出動を、この前の質問の時ね、ちょっと前向きな答弁いただいたんさ。その辺どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

財政出動ということで、いろいろとお話いただいているんですけど、今年度は特にですね、大きな事業いっぱいありますよ。中州のタワーとかね、いろいろあったんですが、来年度がですね、相当、結構いるのではないかと。例えば海山庁舎、約2億円とかですね、生涯学習健康増進施設、8億、9億。それから、ゆめ向井工房もですね、来年度、建設予定なんで、来年度はですね、私、心配しているぐらい、ちょっと財調を崩さなければいけないのかなという思いがありますんで、そういったことで、財政出動とは、おそらく瀧本さんのおっしゃるのは、少し観点は違うとは思いますが、事業をですね、積極的に行うことによって、町民のためになると。そういうことを、どんどん詰め重ねていくことが大事なんじゃないかなと思いますんで、そのところは一緒なんですけど、ただ、お金だけで幾ら、幾らということはですね、ちょっと申し上げにくいところがございます。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

来年度が要るということはね、ハードのもんが要るわけですから、そのハードのもんについてもですね、地元の業者が受けられるようにしたっていただきたい。外部業者じゃなくって。それはお願いします。ほかに必要なね、今言った、ふるさと創生のね、問題で要る費用があったら、国もあんまり出してくれんらしいですね、これはね。アイデア出せって、だから、それはあれですね、企画課長ひとつよろしく願いいたします。

やっぱり地域がですね、活力なかったらですね、先ほど言ったように、若い子もきませんね。そういうことを、やっぱり町長ようやくわかってくれつつあるね。0.3の財政力指数ですか、3%しかないのも、これも私は私なりにあがってくると思っとんのですよ。お金あって、この前、私ある会へ行っておってですね、ある会でですね、国の借金が

1,000兆円あると言ったら、馬鹿なこと言ったらあかんぞと。そうそうたるメンバーですよ。あなた何、勉強しとるんや。国の借金は720兆円しかあらへんのですよ。地方と国と合わせて1,000兆円です。だから、11億円が結局、復興財源かな、国債がね。あと250兆円が、いわゆる建設国債です。普通国債はですね、いうたら500億ぐらいのもんですよ。

それをね、メディアも何もかもね、1,000兆円も借金あるってね、無茶苦茶なこという。今、最近、テレビ出てないですけど、高橋洋一さんのバランスシートを見たらですね、国の借金は350と書いてあるよ。だから、そういう見方がですね、角度の見方を変えればですね、そうなるわけですよ。だから、公会計に移っていくわけですから、そういうことも、いわゆる企業会計ですね。いわゆる発生主義へ移っていくわけですから、現金主義じゃなくて。そういうことも考えていただいてですね、町長のいろんな課題ありますね。大変やと思う。やりがいもある。やりがいあったら、あんたの名が残る。是非ともやっていただきたい。その辺のご答弁をいただいて、私の質問を終わります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は2期目を出る時ですね、いろいろな公約させていただきました。何とか27年度予算ですね、皆さまのご同意をいただいて、それらの目途が、ほぼつきつつあります。そういう意味からもしまして、実はですね、頭の中にはいっぱい事業が詰まっているんです。ここにある、今あげていることじゃなしに。ですから財政出動というより、それをもし着実に進めていくのであれば、確実に財調が減ってきます、はい。それが怖いんです、逆に。本当に今、頭の中には幾つもの事業がありますんで、それらをですね、着実にやっていくことが、紀北町のためになり、住民のためにもなり、皆さんのね、経済的な部分でもあると思いますので、私としては、それらを着実に実行することが、皆さん、住民のためになるのでは、町のためになるのではないかと考えておりますので、一生懸命それぞれ考えながら、皆様とご相談しながら、事業をしっかりと進めていきたいと、そのように思います。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

期待しておりますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。よろしくお

願いたします。以上で終わります。ありがとうございました。

東清剛議長

これで、瀧本攻君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで休憩いたします、2時まで。

2時まで休憩いたします。

(午後 1時 47分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

東清剛議長

次に、11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

順序ですけれども、申し訳ない、3、1、4、2という順序でやりたいと思いますので、よろしくお願いたします。4、2。それから、4項目あって、なおかつ特に1番の問題につきましては、住民の皆さんにわかりやすい質問と答弁をいただきたいと思いますので、こども1項目ずつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3番、観光の推進について、熊野古道に来てくださった人に。すいません、議長、静かにしていただくように。

東清剛議長

皆さん静かにやってください。

11番 奥村武生議員

おもてなしの気持ちが足りないのではないかと考えるところではありますが、気がついて
いる点があるのか。そして、これとセットになっているんですけどね。人を呼び込める観
光マップをお示しいただきたい。これは商工観光課長のほうに、言って用意してもらって
ありますので、よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観光の推進というところのくくりだと思います。熊野古道、世界遺産ということで、10
周年を迎えてですね、昨年は大変多くの方にお越しいただきました。紀北町では世界遺産
登録前からですね、峠を守る会の方々が一生懸命、ボランティアという形で保全を行って
いただいて、来訪者へおもてなしをしていただいております。語り部の皆さんとかですね、
そういった方に活躍をしていただいております。

町ではですね、保全のため費用負担に加えて、世界遺産登録10周年に向けて、平成
25年度に案内板の設置、町内に5つある峠の個別パンフレットの作成、無料語り部の実施
などによりまして、来訪者へのおもてなしを行ってきました。

これはですね、すべての方に、すべての場所で、皆さんおもてなしの心を持って、迎え
ていただきたいという思いがございますので、よろしくをお願いします。また、先ほどの観
光マップにつきましては、担当課長より答弁いたさせます。以上です。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

観光で人を呼べるものということで、よろしいでしょうか。人を呼べるものと、素材と
いたしましてはですね、海、山、川などの自然、それに加えて、そこで育まれた食べ
物、そういったものがですね、あげられるんですけども、議員おっしゃられているのは、
海山のほうでよろしかったでしょうか。

まず自然関係ではですね、銚子川がございます。夏場は天然の滑り台であるとか、ター
ザンロープ、水浴などでですね、川遊び、それから川ぞりなどが楽しめます。また、この
自然を楽しむための宿泊施設といたしましては、キャンプinn海山なども盛況でですね、
年々利用者が増えている状況でございます。

山につきましては、熊野古道などのトレッキング、それから清五郎滝であるとか、小木

森滝などの滝めぐりですね、それに便石山への登山などがございます。

海ではですね、和具の浜の海水浴場であるとか、船釣り、磯釣り、岸壁釣りといった釣りですね。

食材ではですね、数々の新鮮な魚介類がございますけども、その代表的なものとしましては、渡利牡蠣がございます。渡利牡蠣は最近、お取り寄せということで、たくさん出ておりますけども、それに加えまして、最近ではですね、名古屋とか大阪のほうからですね、わざわざ食べて来ていただける。そういったものになってございます。

以上のようなものがあると考えております。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

再度、議長、静かに私語のないように。

東清剛議長

私語は慎んでください。

11番 奥村武生議員

何回言ってもきかんのや。

東清剛議長

もう少しマイクの前でやってください、聞こえづらいです。

11番 奥村武生議員

私も語り部の登録はしておりますですね、それで、吉田金好さん方、各位からもいろんな指摘とか注文を受けたりしております。そして、県のほうでやっている観光の講習なんかも行った時にですね、皇學館大学の方だったと思うんですけども、すばらしい講演を聞いたんですよ。これは尾鷲の市の図書館でしたけど。

熊野古道へ来ていただく、持っている資産、意味というようなことね。議員なり、あるいは町の職員はですね、そういう傑出した、ビシッとした位置づけをもっている方を呼んでですね、講演も是非していただくことによってね、私は町、町そのものが一体となって、おもてなしができるんじゃないかと。それこそ、まさに本当の意味のおもてなしになるんじゃないかと、私はそう思うわけです。どうですかね、町長。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、地元をしっかりと知ることによって、そして、知識を持って、おもてなしの心でですね、やっぱり対応するべきだと思います。そういう意味ではですね、今、我々役場もそうなんです、各事業所がごぞいますよね。農協とか、特定の名前出したらだめなんでしょうけど、いろんな方も、その語り部の方とともに、守る会の方とともに、掃除をしていただいたりですね、やっています。そうしたことによってね、初めて発見するものがあるんです。やっぱり我々も、守る会ばかりにお願いしていたとか、いろいろなことがあるんで、やっぱり議員おっしゃるように、それは講演であり、熊野古道の歴史であり、そういう熊野古道の実態をしっかりと把握してこそ、訪れる方にしっかりとおもてなしの心で接することができるのではないかと思います。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

熊野古道の馬越峠の登り口でね、以前、上に落下寸前の木があって、ご努力を願って伐っていただいた経緯があります。こういうこととかですね、あるいは先般も支所長に行っていたかもしれませんが、前も吉田さんからの強い要望で、何回も大雨の時に熊野古道、馬越峠へあがりましてけど、峠に沿って林道が走ってですね、その林道をつくったためと思われるんですけども、大水が出たりするというようなことも、次回ではきちっとお話ししたいと思うんですけども、あるいは本当の意味の迎え撃つ対策が、まだまだ十分でないと思われるところもあるわけですよ。数年前に、便石も行きましたけども、途中まではいいんですけどもね、登り口、最後のとっかかりのところが、キャンプinnの下のほうからあがっていくと上手くいんですけども、稜線を行くと、なかなか確かまだわかりにくいところが1箇所あって、地元の間でもわかりにくいところがあるわけですから、機会があればまた見ておいてほしいというふうに思います。

それから、道の駅海山の休憩室ですけども、先回の質問で、8時半で、私は遅すぎるというふうにご指摘させていただきましたけども、それは伝えていただいたんでしょうかね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

商工観光課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

そういったご意見があるということはですね、道の駅のほうにはお伝えをしております。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

朝早く来る方も、山、先回、申しあげましたように、朝早く来る方もおるわけですから、山は朝早くというのは鉄則ですのでね、私は8時半からでは遅いと、それこそおもてなしを、道の駅の管理者はやってもらわな困るということは、強く申し上げておきます。

次に、質問に入ります。

1番、日一日と迫り来る、南海トラフのプレート破壊についての備えを質す。南海プレート破壊は、30年以内に発生する確立が70%台にのり、日一日と近づいている。故に、着実に避難体制の構築を図らなければならないと考えるところである。1. その中であって、一番危惧するところは、山への避難を考えているところでは、少なくとも20mはきちっとした整備をし、さらに30mのところまで行けるようにすべきであると思います。その点では、まだまだ不十分であるのですね、早急にやっぱり着手をされたい。答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

既に皆さまにはご承知のように、より早く、より高くということですのでね、我々、津波避難路、津波、より早く、より高く避難してくださいというお話をさせていただいております。議員ご指摘のように、我々も避難路整備におきましてはですね、20mの高さまでは避難できるように整備をしましょうねということで、整備をすることを自主防災会や自治会の皆さんと話をしております。勿論、議員おっしゃるようになりますね、それでよしということではございませんので、今後もですね、自主防災会、自治会などの皆さんと話をしながら、不十分であるというところは、それなりの高さまで、どういった整備ができるかね、前からいうように20mまでは確保したよと、後は駆け上がってくださいよという部分もあるんですけども、それに、今、完全に整備されたという認識はございませんので、これか

らも継続して協議していくということで、ご理解をお願い申し上げます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私がですね、また町長にお伺いします。30年以内に発生する確立が70%というのは、町長はどのようにご認識されていますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはもういろいろな方がおっしゃっていらっしゃるんで、30年以内に70%の確立というのは、信憑性があるんじゃないかと思います。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その30年以内に発生する確立というのはですね、私のほうから申し上げますけども、30年後に発生する確立が70%ということではないんですよ。明日から30年以内、明日からなんですよ。30年以内に発生する確立が70%と。だから、これは急ぐ必要がありますよと。誰もここの道を通ったらですね、70%の確立で車にはねられるというところがあればですね、誰もここを通らないんですよ。それと同じなんです。

それから、町長、20mと、私は盛んに申し上げてきましたけども、その意味についてはどのようにお考えですか。意味、意義という。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この20mが一番先にですね、お話が出た時には、やっぱり19mという、島勝周須のお話なんかもございましたので、最低でもそこまで避難路、擬木やそういった簡易なものであっても、やらなきゃいけないなということからスタートして、今もそういった観点でやっておりますし、20mでよしというんではなしに、津波避難タワーとか、そういったものは有限な高さのあるものであるから、なるべく上限のないところへ逃げていただくようにという意味合いで、これは最初から変わらないつもりなんですけれども。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

参考意見として申し上げておきますけども、2011年ですね、3月11日の三陸沖プレート破壊の時にですね、その反省点として、中央防災会から出てきたもんなんですよ。その時の中央防災会議および内閣府の反省点というのはですね、今までは三陸沖のプレートの下に、どこにアスペリティがあるのかということに注視をしてですね、その結果、こういう問題が無防備な問題が起きたと。それで3.11の半年ぐらい前から、地震学者じゃない、地質学者がですね、過去の堆積物を調べた結果、大地震、大津波が近づいている可能性が強いということを提言して、間に合わなかったわけですよ。GPSでも直前には察知していたみたいですけどね。その結果、2011年6月28日に、内閣府がですね、中央防災会議が過去の堆積物を調べてくださいよと。それが全てですということを行ったわけです。

それを受けて、先般、元須賀利で堆積物の調査があったわけです。それをやった方が、熊野市と尾鷲市の講演の中でね、20mの高さまでは、まず逃げてくださいと。そこで整備をするようにしてくださいと。そこからまず、それから30mのところへ逃げただけければ安心は確保できますというふうに行ったわけです。この辺についても、また研鑽を深めておいていただきたいと思うところであります。

それから、2番、地震、津波に見舞われれば停電が必至であると。したがって有事の時には、大混乱が起きることは必至である。現在、ソーラーや蓄電式の灯がついているところはどこなのか。今後、この対策をどうしていくのかについて答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

停電ということですね、大事な要素だと思いますので、我々としてはですね、避難誘導の目的ということで、現在、ソーラーバッテリー式の避難誘導灯とか、蓄電式避難誘導灯を整備しているところでございます。そういう中で、今現在、ソーラーバッテリー式のほうは70基、蓄電式避難誘導灯のほうは27基しております。それと、やっぱり例えば入口にしてもですね、あとのほうが全て付けられるというわけではございませんので、町民の皆さまには避難のために、勿論、非常用の持ち出しとともに、その中に懐中電灯も入れていただいてですね、しっかりそういう対応もしていただきたいなと思っております。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

避難路のところにはね、今は聞いたところによりますと、ソーラーと蓄電式でも、照度がそんなに、照らす範囲がそんなに変わらないということであるならばですね、蓄電式のほうが格段に安いわけですから、避難路のところとかですね、あるいは津波に限らずですね、低気圧とか、ああいうふうになればですね、集まってくるところには、是非、蓄電式をやっていただきたいというふうに考えます。

例えば、私も知りませんでしたけども、低気圧になればですね、引本の築地の皆さんがですね、公民館の向こうなんです、周辺の方は、布団をかぶってですね、皆さん引本小学校へ避難してくると。横の人がそれを見ていてですね、非常に暗いから気の毒だという話があって、それで、支所長のほうへですね、これよろしく願いしますというふうに申し上げた経緯があります。それを是非ちょっと今後もですね、蓄電式は安いわけですので、万全の対策をとっていただきたいというふうに思います。

次にですね、先にちょっと4番にまいりますけども、避難場所にたどり着くまでに、倒壊する家屋で逃げ道がふさがれる避難ルートがあると。この避難ルートを確定し、確実に避難場所にたどり着けるようにすべきであると考えます。避難ルートにあっては、確実に耐震してもらうことが求められるし、それにそぐわない場合は取り壊すことも考えなければなりません。避難ルートを示し、確実に避難できるかどうかを示していただきたいということでもあります。答弁をよろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

メインルートであればですね、一応示すことができますが、そのメインルートに至るまでの各家庭からのルートというのは、やはり、それぞれの各家庭がどういうルート、ここが潰れたらということで、いろいろな避難ルートを各家庭で相談しながら行っていただきたいと思いますし、また学校等にいたってはですね、通学時にどういうところへ逃げるかというのを、訓練もしていただいて、複数のルートを確保していただかなければいけないと思います。そういう意味で、メインルートという意味と、各家庭からそこに至るまでの部分とは、少し違うと思います。そういったことも踏まえてですね、地域防災支援活動と

いう中で、今、うち紀北町の場合はですね、川口先生に入っていて、それぞれの地域、地域で、そういったものを学習していただいているところでございます、もう既に今、6箇所ですか、6箇所目かな、ちょっと待ってください。6箇所、行ったのかな。6箇所、行って、今度、今年もう1箇所、入っていただくことになっておりますので、そういったものを啓発していきたいと、そのように思います。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

危機管理課のほうで、昨日これをいただきましたけども、ちょっと上野さん、道瀬が先行して進んでいる、どこに皆さんが避難するかと、それについての私に説明してくれたことを、また、ちょっと言っていたければ。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

奥村議員のご質問にお答えします。先ほど町長がですね、お話をされたようにですね、今、産官学連携ということで、各地域、自主防災会を中心にですね、町のほうと連携してですね、三重大学の川口先生に入っていて、各地区の避難についての避難マップを使った三重県版のですね、マイマッププランというものに基づいた避難について、各地区でですね、それぞれ家庭のほうで、逃げるという訓練を含めたものを行っております。

議員にお渡ししましたのは、道瀬地区で行ったものでございまして、各家庭でですね、それぞれ逃げる避難場所、そのご家庭でですね、一番逃げやすいところを決めていただいでですね、逃げる場合もですね、複数の経路を考えていただくようなことですね、危険な個所がないかどうか、その辺も含めて、防災訓練等での点検とか、その辺を踏まえて各ご家庭でですね、逃げるルートを考えていただきたいということで、紀北町が津波避難マップを配っておりますので、これを活用してですね、各ご家庭で考えていただきたいということでございます。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

それが唯一、私に言わせればですね、町の施策として、唯一、これは素晴らしいものだ

と、私は思うんですよ。だから、これは是非、推進をしていただいた上ですね、ここが出てきた段階で、逃げる時に避難口へたどり着く時に、倒壊とか、そういうふうな危険する場所はないのかということをおね、そこまで踏み込んでやっていただきたいんですよ。これは立派なものだと思いますよ。率直に言えば、これの上に立って、避難場所にたどり着けるのかどうか、そこに倒壊、危険性はないのかということまでですね、これはできた段階でやっていただきたいと思うんです。どうですか、町長。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

たくさんございます。このメインルートに至るまでの間ではですね、そういった倒壊の恐れのある空き家とかですね、もう住んでみえる方のところでもあります。ですから、我々といたしましては、そういったところを十分、認識していただいて、そういったことがあったら、こちらのルートへ行くというふうにご考えていただきたいと思いますので、そこからはやはり啓発して、住民の皆さんとともに、自主防災会の皆さまとともにですね、その危険な箇所を十分把握していく必要があるかと思ひます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条ですね、朝、読み上げていなかったというごことで、ちょっと読み上げていただきたいと思ひます。ごく簡単ですごので。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

それでは、特定空家等に対する措置としまして、法第14条について、読み上げさせていただきます。

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

第2項、市町村長は、前項の規定による助言又は指導した場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

第3項、市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第4項、市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとするものに対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び掲出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

かなり条文が、全部で15項ありますので、時間が相当かかるんですが、よろしいですかね。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長、この14条をはじめとする条項は、ご検討されたことがありますか。中身を吟味されたことはありますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういう概略版でですね、勉強はさせていただいておりますが、前者議員にもお答えさせていただいたんですが、それらを踏まえてですね、これからチームをつくって、やっていかなければいけないと思っております。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

引本においてもですね、あるいは西長島においてもですね、待ったなしのところもあるわけですよ。そして、そこを通過して、そこが崩れてきてですね、そこへ避難ができないとなると、また戻って、他のところへ回らなければならないという緊急の課題も、引本にあ

るわけですよ。何年も前から言われています。だから、ある面では自主防災会とか、そういう区に任せて、区と一緒にやるのはいいんですけども、それはですね、下からの意見であって、私が言ったことを、じゃあ津波がきた、亡くなった人がおった、町長はああそんなものは任せてあると、区の責任者と自主防災会に取れるんですか、責任を。取れないですよ、これは。あくまでも全能力を働かせてですね、住民の命と責務を守る行政がですね、主導権をとってやらなければならないこともあるんですよ。それがわかってないんですよ、あなたたちは。

倒壊寸前のところが、引本にはあるということ。それから、ブロックですね、せっかくこの間、600何万円予算をつけてもらって、幼稚園と寺の間に道をつけていただきました。しかし、その途中でですね、倒れるブロックがあるというふうに、もう住民の皆さんが指摘されているんですよ。そういう、矢口でも1件あります。これは川口さんにも聞いてらしいんですね、住民の皆さんが。そうしたら、これは危ないですねと言ったそうなんです。そういうブロックもですね、点検して、専門家に聞いてですね、これは危ないですよと、マグニチュード7に耐えられるか、耐えられんかを聞いてですね、耐えられないようでしたらね、早急にやっぱり対策を講じていただきたいと思います、いかがですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃることは、よくわかるんです。ただ民間の財産でございますので、これは、例えば空家等についてもですね、まずは助言、指導、そういったことから随時入って、その本人の方がですね、お金ないよとか、いろいろ事情ありますよね。現実に私もですね、この津波避難経路のところのブロックとか、そういったものを見ておりますし、何とかできないかといって、その持ち主の方ともお話しましたが、お金を個人のところへ入れるわけにもいきませんので、なかなか、そういう問題とか、いろいろこれは単純ではない部分がたくさんございます。そういった意味で現状はわかってはおりますが、なかなかできない。それと特定空家についてもですね、一定の手順を踏んでして、代執行が行っても、お金は個人さんに払っていただかなければいけないという話なんで、単純にここは危ないかと、専門家に聞くまでもないですよ。そんなのはたくさんございます。でも、なかなか行政としてできないのも事実でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そういう弱腰ではなくてですね、弱腰ですよ。だからこそ、今回できた14条を使ってですね、やっていただきたいと、やるべきだと私は思います。

次に、3番、マグニチュード6の地震が起こった時、橋脚は持ちこたえられるのか。持ちこたえられる橋と、そうでない橋を示されたい。そして、持ちこたえられない橋の補強をどうするのかということについても、お答えいただきたい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

橋脚についてはですね、確かに今、長寿命化計画をして、当町も徐々に行っているところではございます。そういう意味ではですね、今、落橋の恐れのある橋は現実にございます。そういったものをどうやっていくか、国は国、県は県、町は町の橋脚をですね、しっかり落橋防止できるような、それから長寿命化をできるようなということで、今、進めておりますが、数等につきましては、担当課のほうからご説明させていただきます。よろしく。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

町が管理する橋梁につきましては、258橋ございます。その内、15m以上の橋梁が44橋、15m未満が214橋ございます。それですね、耐震化ということなんですけども、耐震基準を満たしているか、満たしていないかという話は、道路橋示方書がありまして、道路橋示方書というのは、5回ほど改定されております。その中で平成8年の改定の分が、兵庫県南部地震を境に耐震設計法、その細目規定が全面改定されております。その平成8年を境に、以前に設計されたものに関しては、現在の耐震基準ですけども、これは必ずしも落ちるという意味じゃございません。基準的には平成8年以前のもの、基準は満たしていない。以後は設計されて施工されたものについては、満たしているという判断をしております。

そして、紀北町の中には、15m以上の44橋の橋の中で、平成8年以降、設計され施工さ

れた橋が4橋ございます。その平成8年以前に設計・施工された橋のうちで、落橋防止対策、いわゆるカーブ、上部が落橋しない、落ちない対策を講じている橋が4橋、合計8橋ございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

15m以上の橋でですね、そうすると15m以下については、全然、手がついていないという判断でよろしいのでしょうか。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

15m未満の橋に関しましては、長寿命化計画が25年にはできておるんですけど、耐震化に対する対策、それは行っておりません。それで、なお長島区で1橋、東小学校ですか、の付近の橋は1橋、落橋防止の対策を行っております。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

例えば引本のもですね、長浜の旧道のところにかかっておる橋もですね、これは非常に危ないと思うんですよ。

それから、旧県道、今、町道になっているんですか、あそここのところの橋もですね、これが落ちれば、もう大変なことになっちゃうんです。だから、全部が全部と私は申しませんけれども、そこを避難する人がおるといふふうに想定されるんならばですね、これは早急に調査をして、早急に着手をすると。これは何よりも確実に、地震がゆって津波がくるわけですから、確実にわかっておるわけなんですよ、これはね。だから、そこを重点的にというよりも、どの施策よりもね、優先して、国、県の支援を求めてもですね、早急に着手していただきたいと思うんですけどね。どうですかね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

長寿命化計画の中でですね、そういった落橋防止、落橋対策が必要とか、そういったも

のも把握はしております。ですから、そこを通らなければいけない、避難できない。しかし、橋と橋に囲まれているけれども、ここに避難路があるとか、そういういろいろな条件がございます。そういう条件も踏まえた上です、少しでもやっていきたいというので、東日本があつてからですね、直ちにさせていただいたのが、今、課長が申し上げた呼崎地区2号橋、子どもたちが直ぐにいわれるその橋が大変老朽化しておりましたので、早速させていただきました。そういうことですね、そういう状況を見ながら、橋と橋に囲まれていて、どこにも逃げるところがない、できないよというところは、それなりの対応を、その間に避難路をつくるとか、橋を直すとか、いろいろなことを計画的にですね、やっていきたいと思う。ただ、議員おっしゃるように、明日くるかもわからないので早くしろという気持ちは十分わかるんです。ただ、計画的にやっていかなければいけないような事業ですので、そのところをご理解いただきたいなと思います。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今いったようにですね、避難を、ここを通るだろうということであれば、他の予算よりも最優先してですね、着手していただきたいと思うわけであります。

次にですね、4番の小中高校生の通学路の安全性を質す。これ資料はいただきましたのでね、子どもたちの通学にかかる安全性については、何としても確保すべきではないかと。矢口の県道にあつては、保護者とともに夜に歩いて、場所を特定したにも関わらず没としてきた。このようなことはあつてはならないと考えると。

通学路にあつて危険性を持つと考えているところを示され、その対策をお聞きしたい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

通学路についてを全般的に、まず述べながら、矢口方面のこともお話をさせていただきたいと思います。通学路につきましては、平成24年度、各小学校区単位で実施いたしました緊急合同点検で抽出された箇所を、危険箇所として各道路管理者において整備を進めていただいております、安全性の確保に努めているところでございます。

議員のおっしゃる矢口の県道須賀利港相賀停車場線につきましては、数回にわたり矢口浦区の役員、三重県尾鷲建設事務所職員、学校教育課職員と足を運び、現地を確認してお

ります。その上で矢口小学校付近から白浦への入口付近までの歩道部分のカラー舗装、長浜から生熊までの間で、外灯の回りに生い茂ってきた樹木の伐採をしていただきました。

通学路の危険箇所といたしましては、先に述べました緊急合同点検で抽出された箇所を、危険箇所として、学校、各道路管理者、警察署と情報を共有しております。整備状況といたしましては、平成27年3月31日現在、矢口小学校区では12箇所が、対策済みとなっております。整備が必要な箇所については、通学路ということも十分理解し、早急に県道、国道ですね、そういったところへは整備をしていただくように行ってきたいなと思います。

平成26年度には、紀北町通学路交通安全プログラムを策定しました。今後は本プログラムに基づきまして、警察、道路管理者、学校、教育委員会等が連携して、通学路の安全を図ってまいりたい、そのように考えております。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

先般の質問の中で、26年6月にちょっと質問をしとるんですけど、その時に、夜間は歩いていないので、教育委員会として夜間歩くという回答を、一般質問でいただいているんですけど、玉津課長、あなた歩いていただきましたかな、ここは。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

前教育長、安部教育長とともに、また支所の職員とともに、歩かさせていただいております。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その結果、私は、あその場所をですね、中学生の子どもさんを持つ保護者と、それから、PTAの方だったかな、ぐっと一緒に歩いて、かなり危険な箇所があるということ、今、認識しておりますけども、その中で先ほど、町長がおっしゃったように、伐っていただいた。確かにあの時に、木が県道に出ているもんですからね、それで相当まずいということがあったようで、それは伐っていただいたということで、どうもありがとうございます。

言っただけの、一般質問でやっただけの価値があったと、私はそう思うわけですがけれども。玉津課長、歩いて暗いなと思ったことあると思うんですけども、いかがですか、その点。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

歩いた結果、特に生い茂りの激しいところ、何箇所がございました。それを矢口区の役員の方と一緒に現地確認させていただいた中で、県の建設事務所職員とともに、伐採の計画を立てて、本年1月から2月の終盤までなんですけども、3回に分けて伐採をしていただきました。今後につきましては、その伐採状況を見ながら、また繁ってくるようやったら、今後とも要望させていただくというようなことは、県の建設事務所の方にはお願いしております。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その伐採箇所だけじゃなしにね、ほかにムナシのバス停に行くまでに、1箇所や2箇所、それがあったと思うんですよ。また、これは町長、また私も夜歩いてですね、指摘させていただきますので、指摘があった時は、ちょっと前向きに是非検討していただきたいと思いますが、どうですかね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、反論するわけじゃないんですけど、矢口じゃなしにですね、相賀でもどこでも、あるのは事実なんです、暗いのは。子どもの夜遊びはしないよとか、子どもはですね、明るいうちに学校から帰すよというような方策もっております。そういうこともありましてですね、いろいろな地区それぞれ事情がありますが、夜間の外出等控える、夜間は塾なんか、親がですね、送り迎えする、そういう手段をとっていただかないと、暗いところを全て明るくするというのは難しい部分がございますので、そういうことの中でも特に危険性があるようなところはですね、今後、区で立てておる外灯、防犯ですね、道路照明灯とか、町のやつとか、いろいろ区分もございますので、そういうことも踏まえてですね、地

元のほうと十分協議した上でということで、対応させていただきたいと思います。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私は、この一般質問でやるにあたってですね、現地を走っている、前も申し上げました、走ってる女子高校生ですか、実際にテニスしとると思ったけどな、あの人ら。お話をさせていただいてですね、理論上、述べているわけじゃないんです。あの人らは暗いですよというふうにおっしゃったから、私は言っているんだ。尾鷲高校から帰る時にですね、クラブを終えて、渡利の橋からトンネルまでの間も暗いんですよ。暗いですよと、ここは。きちっとやってくださいねという強い指摘も受けているんです。前も申し上げましたように、矢口で不埒な事件もありましたわけですから、そういうことを十分鑑みてですね、前向きにやっていただきたいというふうに思うわけです。

それからですね、付けるべきものは付けるという町長の答弁をいただいたわけですけども、教育委員会にちょっと申し上げたいんですけどね、それから、特に危険性をもつと考えられているところが、玉津課長ありますかいね。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

矢口小学校から点検結果が出たのが12箇所でした。その12箇所とも、平成27年3月31日現在、全部対処済みになってございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

矢口だけやなしに、ここに書いてあるのはですね、通学路にあつて危険性を持つと考えられているところを示し、その対策をお聞きするというので、この学校関係の子ども、小中高校生の関係の通学路、全町にわたってです、それは。私のこの質問は。それで全町にわたって通学路にあつて危険性を持つと考えているところについて、やっていただきたいと、ご回答いただきたいということだったんですけども、そういうふうに認識はされていなかった。言い方も悪かったのかな。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

全町ですと、62箇所、該当する箇所がございました。今の平成27年3月31日現在で、37箇所済みでございます。国道に関しましては、6箇所、全て対処済みでございます。県道につきましては、19箇所、対象箇所があるんですけど、そのうち17箇所が対処済みです。

2箇所に関しましては、JRの関係で拡幅工事が必要とかですね、なかなか問題の多いところがございますので、県に関しましても、ほぼ完成しております。あとは町道の関係が、今、37箇所あるんですけど、今のところ14箇所、対処済みですので、また道路管理者と協議の上、要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その町道14箇所のうちにね、汐見からですね、汐見の団地の前を通りましてですね、ぐっと左へカーブしますよね。そこから、名前をだすと悪いけども、民宿さんがありましてですね、民宿さんの横に畑がありまして、そこをぐっとカーブを切って、7、8軒の集落、団地群があるんですけども、そこは入っていますか。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

62箇所には入ってございませんけど、それ以降、各学校での要望等がございますので、認識はしてございます。今回、8月に対策会議を行いますので、各学校から相賀小学校区からあがってくる予定となっております。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

中学校はどうなんですかね。町長いうように小学生はね、これは早くから明るいうちに帰ってくださいねというわけですけど、中学生はクラブをしとる関係でね、中学校についてはどうなんですかね。女子中学生等については。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

学校の帰宅、下校時間なんですけども、太陽の明るいうちに帰すというのが原則でやっていますので、夏場につきましては6時で、5月、7月に関しましては6時半で、秋口から冬場にかけては、5時半等になってございますので、安全な時間帯に下校はさせられると思っております。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

汐見とちょうど小浦との中間点になると思うんですけどね、そこは、私の指摘いたしましたところは、その現在のどうなんかな、女子中学生が1人か、それから、小学生が3人、1人が来年に中学生になるんかな。あと3人か4人か、まだ小さい子がおるんですよ。その2年前からですね、何回も、何回もと言うたら、また十分調べてないので、とにかく学校のほうへ言ったと、中学校のほうへね。けども全然、音沙汰がないと。大変その、特に私も行きました、場所へ夜。言われたもんですから、それで事実そこは大変暗いところが1箇所あるんですよ。そこは早急にやっぱり何とかして欲しいと。学校のほうへ言ったと、音沙汰がないと、父兄が言われた。それで、小学校のほうへ聞きましたら、小学校はそういう意見は受けてないと。中学校じゃないですかというもんですから、中学校のほうへ電話をいたしました。

そうしたら2年前に町のほうへ、教育委員会のほうへあげてありますと言っとるんですよ。これははっきりしとる事実ですのでね。だから、そういう言われたら、現地へ行って見て、その人の感性によりますけどね、暗いと思ったら、やっぱりきちっとやってもらわないと困るんですよ、教育委員会は。また、場所を指摘させていただきまし、それを私のところ、私と話をした保護者の方とも、話をする機会を設けますけども、そういうその住民の、子どもさんたちを持つ親のですね、切実な要求というのはですね、真摯に受けとめてもらいたいんですよ。

次、最後のですね、健診の漸進について、お伺いしたいと思います。管外視察に行き勉強されたことは、復命書によってきちっと報告されているはずである。長野県佐久市をモデルとして、良くせよと一般質問で行った経緯があると。私の提起を受け改革した点があれば言っていただきたい。

2番、現在、健診、これ健康診断の健ですね、検査の検、検診体制は万全なのか。全健

診体制の報告をお願いしたいと。これを受けて住民の命と健康を守る体制が整えられているかを質すものであると。民間でと逃げるのではなく、行政として掌握して、不備なところは町でやっていただきたいということでもあります。答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

佐久市ですね、視察ということで、以前も議員だったですか、質問いただいたように思います。予防医療ということですね。しっかりとやることが大事だということだと思います。そういった意味ではですね、我々としては第1次総合計画基本計画の中の健康寿命、生涯元気のまちづくりということですね、健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気のまち、これのプロジェクトを進めているところでございます。

そういった意味からすると、この27年度、まさに「ちょい減らしプラス10」ということをですね、健康寿命を伸ばす、ちょい減らしの部分では、佐久市でおっしゃっているような塩分を減らすとかですね、そういったアルコール、カロリー、そういったものを減らすという意味では、議員のご提案やその佐久市の視察がですね、生きているものと思っております。以上です。あとの取り組みについては、担当課長から答弁いたさせます。

東清剛議長

大谷福祉保健課長

大谷眞吾福祉保健課長

健診でございますけども、福祉保健課が所管しておりますのは10種類でございます。名前をいいますと、若者健診、健康増進法健康診査、胃がん検診、がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、骨密度測定、肝炎ウイルス検診の以上でございます。

それから、住民課所管では国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の2種類でございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

受診率、ちょっとわかったら、私が前、質問してから、受診率は上がっているんでしょうか。上がってなければ、受診率。進捗状況。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

まず、がん検診の受診率なんですけども、6種類の、がん検診がございまして、25年、26年対比で伸びております。この原因は、みんなでいこか！総合けんしんを実施したということ、それから、大腸がんと肺がん検診の個人負担を無料化させていただきました。その関係で受診率は伸びております。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

何%かもちよっとおっしゃってられません。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

胃がん検診が25年度が7.1%から7.4、大腸がん検診が25年度が13.2%から15.2%、肺がん検診が13.2%から14.9%、前立腺がん検診が9.1%から9.7%、子宮がん検診が14.5から15.9%、乳がん検診が16.4%から17.8%でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

これあれでしょう、対応する住民を考えた上でのパーセントで理解してよろしいわけですね。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。このがん検診に関しましては、パーセントの出し方がですね、例えば胃がん検診であれば、40歳以上の町の人口－40歳以上の就業者＋40歳以上の農林水産業の従事者と、こういう計算式になっております。ですから、この計算式自体がですね、どうしても低くなります、結果的に。というのは、受診した他の保険者ですね、例えば共済組合だとか、社会保険に入っている方ですね、協会けんぽの方。そういう方がど

れだけ受診したかというデータで出しておるものではございません。この計算式のやり方でですね、日本全国どこへ行っても低い数字だと思います。以上でございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私がこの一般質問でね、述べたのは、町長、述べたのはですね、今までは民間でやるものだというふうにね、逃げていた部分があるんです。掌握できないと。そうじゃなしにですね、できる限り掌握すべきものは掌握して、この受診率を上げていただきたいと思うわけでありまして。

それから国保でやっている、それからですね、もう1つは、指導性をですね、発揮する、住民のこの健診に関してですね、私は佐久市の例で申し上げたのは、佐久市で一番勉強になったのは、前にも申し上げましたけどもですね、こういうふうなことを配るんじゃなしにですね、2,000円の何とか、がん検診無料クーポン券の案内とか、そういうことじゃなしにですね、佐久市でやっとするのは、引本なら引本地区を5つなら5つに分けて、相賀なら相賀を5つに分けて、それで皆さんに集まってもらって、こういう検診があるからみんな受けましょうねと。そういうふうにして上げていきましょうねということを、佐久市は徹底してやったんですよ。その結果、結局、日本一長寿の町が誕生しとるわけですよ。

それをその時に、町からも随行がついてきておりましたし、議会としても非常に短かったですけども、これは私は議会で申し上げました、短すぎると。2時間やそこらで、そんなもん聞き取ってね、自分のものになるわけじゃないと。

だから、何回も佐久市のほうへ電話いれましたけども。こういうことをね、住民の皆さんに落として、申し上げましたけども、放置してこうなったら、こうなりますよということとともに、住民の皆さんとともにが、みんなで受けましょうねという体制をですね、私は築いていただきたいというふうなことを、ご提案申し上げました。

東清剛議長

奥村議員、時間がまいりました。

11番 奥村武生議員

これに対して最後の答弁で結構です。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるようなことをですね、今、町がやっているわけなんですよ。例えば、みんなでいこか！総合けんしん、こういうのもさせていただいています。これは、これだけで全てが回っていくというわけではございません。保健師の方もですね、一生懸命そういった講習とかもさせていただいております。例えばこういう近澤議員がお示しになった特定健診、それから生活習慣病、そういったものも各種団体や地域でもさせていただいております、今、議員がおっしゃるような予防医療、そういったものが大事なんですよということで、させていただいております。

それと、先ほど、例えば無料化とか、そういったものはですね、一種のきっかけづくりなんです。だから、無料でどんどん来てくださいという意味じゃなしに、無料にする、きっかけとして健診の大切さがわかっていただいて、それから、どんどんやっていただいて、例えば無料の部分以外の部分、有料の部分、さっきいったがん検診であれば6つあります。その中の2つ無料です。だから、4つも一緒に受けてくださいよと、みんなでいこか！総合けんしん、健診率をあげようじゃないですか、それで健診を受けて、総合健診を受けて、そのままだったら放りっぱなしです、議員おっしゃるように。

だから、行ったことに対して保健師から、そういう説明を受けて、指導を受けて、やりましょうと。それじゃ、そういうきっかけづくりをつくるために、今回、6月広報だったですか、入れさせていただいたことですね。させていただいて、ともかくきっかけをつかって、1人でも多くの方に健診を受けていただくという思いなんで、議員のおっしゃる意味はよくわかりますんで、それをどんどん進めていこうとするのが、平成27年度、特にそういうことの中で、これから懸垂幕もつくっていくんですが、ちょい減らしプラス10、こういったものを進めていって、佐久市のように後々、健康なんてね、1年や2年でできるわけじゃないですから、どんどん、どんどん続けることによって、佐久市を追いつけ、追い越せということですよ。皆さんが健康になっていただきたいという思いは、議員と一緒にございますので、ご理解いただきたいと思います。

東清剛議長

これで、奥村武生君。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

原隆伸君、2番。

2番 原隆伸議員

原です。1の3のマグニチュード6と説明なされましたけども、誰も訂正がないもんですから、これ震度6強の間違いでございます。

東清剛議長

それでは、訂正の議事進行いただいたんで、奥村議員、訂正されますか。

11番 奥村武生議員

はい、してください。間違えました。マグニチュードと震度。

東清剛議長

マグニチュード6じゃなくて、震度6ということですね。

東清剛議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

なお、入江康仁君ほか、2名の質問者につきましては、18日の本会議の日程といたします。

東清剛議長

本日は、これで散会いたします。

(午後 3時 05分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 11 月 11 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 奥村 仁